

昭和24年3月19日第3種郵便物認可昭和29年3月25日印刷昭和29年4月1日發行

建築と社會



日本建築協会

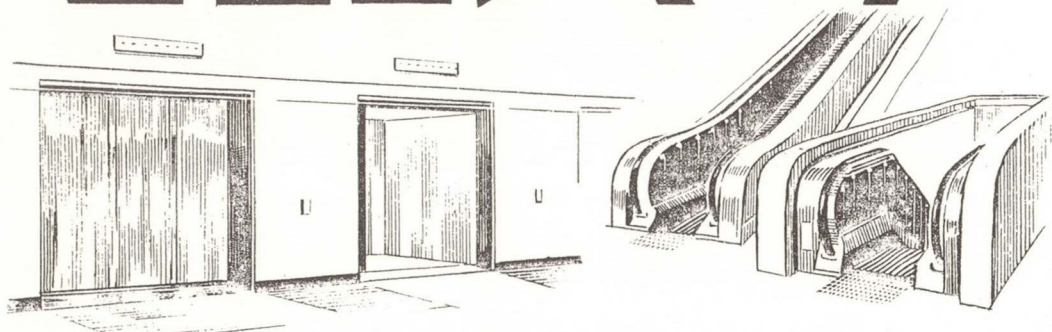
THE ARCHITECTURAL ASSOCIATION OF JAPAN VOL-35 4 1954

HITACHI

快適な運行!



日立エレベータ



各種 エレベータ 電動階段 ダムウエータ

東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 札幌

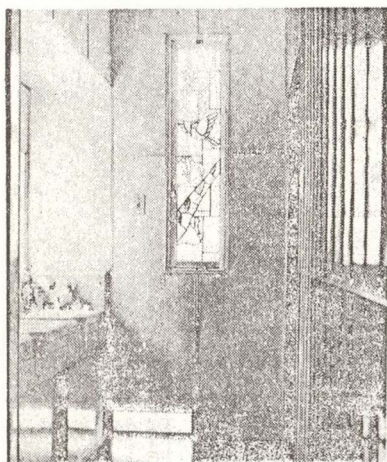
日立製作所

建築物の自重軽減に 色彩調節に

サンウオール

(珪瑯化粧板)

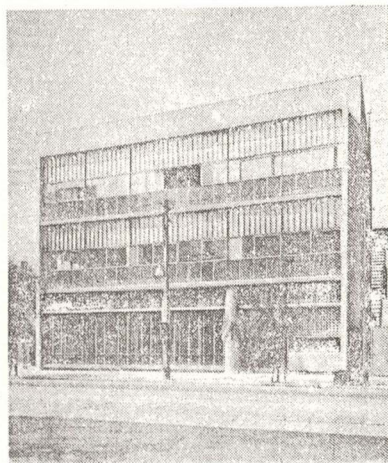
東洋鋼板公館 (東京)



内装に



外装に



大分物産館 (大分・塚筋)

この外

サンウォール耐酸波板
サンウォール厚板
サンウォール看板

も御用命を御待ちします

サンエナメル工業K.K.

本社 大阪市北区京是町大ビル 電話 土佐堀(44)1115
営業所 東京都千代田区霞が関3-3 鋼板ビル 電話 銀座6111-5



TRADE

MKK

MARK

ドアハンガー

御用命は東西代理店へ御願ひします

トラックレール 6尺 9尺 12尺

及
ガイドレール 曲リレールスチール ボール入 単車・複車
スチール ローラー入

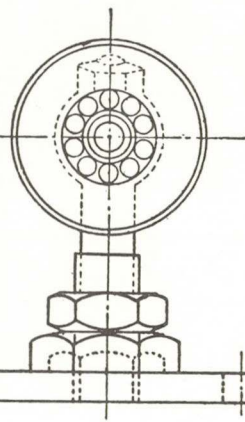
2連 3連用 天井受 側面受

エブロン付プレート付ガイドローラー

其の他附属品一切

種
目

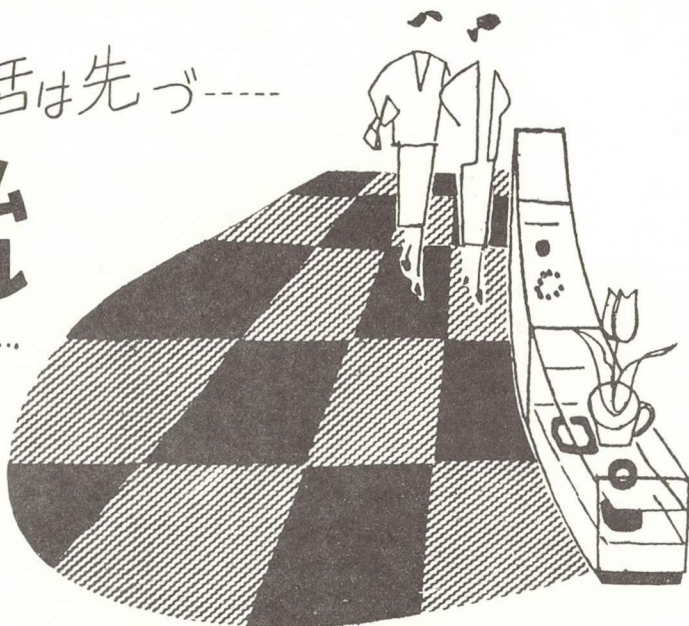
用途

ガレージ 格納庫
倉庫・間仕切等株式会社 三谷製作所 東京都足立区高野町 218 番地
TEL 足立 (88) 4048・4239

文化的な生活は先づ-----

リノリウム
リノタイル

の使用から.....



東洋リノリウム株式會社

本社工場 伊丹市 伊丹五五八 電伊丹1・51
東京支店 中央区銀座西・三和ビル 電京橋 1701
大阪事務所 東區瓦町二・三和ビル 電北濱 375・376

建築界に進出する セメダイン

あらゆる

デックス

の接着に

セメダイン No. 195

モルタル面・木部・鉄板面へ

その他

セメダイン No. 188 岩綿板 硝子 繊維板の接着
セメダイン No. 186 リノリウム
リノタイルの接着
セメダイン No. 104 ラバリウム
ラバタイルの接着
// No. 210 ビニールフロワー・レザーの接着

セメダイン株式会社大阪支店

大阪市南区大宝寺町東之丁41

TEL (75) 7024



釘を使わぬ新しい建築！

建築労働問題特集

ILO会議に出席して

使用者側代表として……………松村雄吉…1

労働者側代表として……………早川方行…5

建設省全建労の實態と活動について……………清水等…9

日本における建設産業職員労働組合の現状……………15

左官協同組合の實狀……………播磨谷松次郎…17

建設職員座談会……

……土建界の労働問題を語る……………19

土建労働者の實態とその活動……………菅野勇利…23

——わが大阪建設労働組合はかく闘う——

土建労働者はめざめている……………M.M記…26, 18

建築労働者の状態……………相澤喜久太郎…27

日本建設産業職員労働組合協議会……

——第2回東西合同幹事會議事録——……………30

建築労働問題メモ……………X, Y, Z, ……22

私たちの建築史(10)……………林野全孝…33

紫煙室・二つのこと……………堀口甚吉…36

会報……………38

建築と社会 4月号目次

建材優良証明発行の件

昭和28年10月16日提出の資料につき本委員会に於て審査の結果下記特徴に依り昭和28年12月10日附を以て優良証明を発行した。

1. 品 名 浅野小波板

1. 製造社名 浅野スレート株式会社（以下同一会社製品）

特 徴 1. 製品が外観、品質共に均一化されている。2. 強度は日本標準規格に比し、遙に大である。3. 軽量で弾力性に富む。4. 吸水率が少い。5. 耐久度が高い。

1. 品 名 浅野大波板

特 徴 1. 製品は外観、品質共に均一化され、強度が大である。2. 波型を大きくすることにより、さらに強度を増すと共に、大張間又は緩勾配の屋根に使用しても漏水のおそれが少い。3. 棟その他の役物についても改良工夫が加えられている。

1. 品 名 浅野網代板

特 徴 1. 軽量で構造材を節約しうる。2. 表面の綫条及重ね部分の形状等、特殊の考案によつて次の利点が認められる。イ板面の水切れが良い。ロ葺上げに際し、規定の重ねが正確に実施される。ハ葺上げ後踏み割るおそれが少い。3. 施工は釘及鉄によつて野地板及網代板相互間を繋結している所以耐風性が大である。 以 上

日本建築協会建材審査委員長 置 塩 章

四 月 午 餐 会

4月の定例午餐会は今般欧米の管工事施設を視察帰朝された、須賀工業KK常務内田成之氏の歓迎を兼ねて下記要領で開催します。多数御出席下さる様御案内申し上げます。

1. 日 時 4月22日(木)午前11時30分集合
2. 会 場 繊維ビル6階テキスタイル（東区北久太郎町2）
（但 本町2交又点南三つ辻目西入三菱銀行西側）
3. 講 演 欧米の管工事について 内 田 成 之 氏
4. 会 費 ￥300（御申込と同時に願います）

★ 御申込は電話又はハガキで20日迄お知らせ願います

尼崎九号地域神戸兵站部居住施設見学会

2月号予告の標記見学会を、近畿地建及び、松村組の御好意に依り下記の通り催します。期日切迫につきすぐ御申込み下さい。

1. 日 時 4月20日(火)（晴雨不論）
2. 集 合 所 国電尼崎駅南出口前 午後1時30分（時間厳守）
3. 見 学 所 尼崎米軍住居施設
4. 会 費 ￥50.-
5. 申込締切 19日迄予定人員に達した時先着締切

I L O 会 議 に 出 席 し て

I L O (国際労働機構)の産業委員会には、炭鉱、国内運輸、鉄鋼、金属、繊維、土建、石油、化学の八部門があつて、そのうち土建部門の第4回の委員会が1953年10月26日から2週間、ジュネーヴで、「第4回土木建築公共事業委員会」として開催された。そこで、一般報告ののち、主たる議題であるところの生産性向上の問題、保障賃金制度適用の問題が分科委員会において討議検討され、11月6日、本会議に上提決議された。日本からは、政府側、使用者側、労働者側おのおの2名宛出席された。

建設労働問題特集の一つとして、ここにこのI L O土木建築公共事業委員会に出席された使用者側—松村氏、労働者側—早川氏の玉稿をけいさいしその会議の内容を広く紹介するものである。

なお、会議で採択された生産性向上の問題についての決議や、保障賃金計画に関する覚書を同時にけいさいする予定であつたが、松村氏の原稿のなかにその概要が示されているので、重複をさける意味で割愛した。

— I L O 会 議 に 出 席 し て —

— 使用側代表として —

松 村 雄 吉

昨年の10月26日から11月6日までジュネーヴで開催された第4回I L O土木建築公共事業委員会に私は日本の使用者代表の一人として出席した。この委員会に日本が代表を派遣するのはこの第4回委員会が最初であつて、殊に建設業界から国際会議に代表を派遣するのは最初の経験であり、世界的視野から我が建設業界を見直す恰好の機会であつた。

この会議の参加国は日本を含めて24ヶ国、鉄のカーテンの彼方からもポーランドの参加があり、日本は政府、使用者、労働者各2名宛の代表を送つた。

会議の議題は(1)一般報告(2)土木建築公共事業に於ける保障賃金の問題、(3)土木建築公共事業における生産性の問題の3つであつた。以下この3議題について御報告しようと思う。

議案第一の一般報告については各国代表20数氏が総会席上で夫々の国の実情を報告し、日本も政府、使用者代表は英語で、労働代表は日本語で演説したが、日本の建設労働者が130~150万人もいることに各国代表は驚いた様である。次に他国の代表の演説を二三紹介しよう。

ベネゼラ政府代表 石油産業の利益を全国に均てんするという政府の決定に基き7億ドルが各種公共事業に投資され、更に政府は住宅の復興に力を尽している。かくして土建産業は7万の労働者を有し国内最大の労働者を擁する産業となり、失業対策に重要な役割を果している。

フランス労働者代表
フランスは毎年30万戸の割で住宅建設が必要なのに1952年に建設された住宅は8万戸に過ぎず、その理由は資金難である。建設産業で青年労働者が雇傭不安定のために職場を去る傾向のあることは残念なことであり雇傭不安定より保護する必要がある。

ポーランド政府代表 (唯一の赤い国)最も重要な問題は高度の雇傭水準の達成である。ポーランドでは6年計画により毎年13万5千戸の住宅が国家で建てられ、今後数年間に30~40万戸建設を計画している。土建労働者数は60万人である。

イタリー政府代表 イタリーの住宅難は深刻である。現在既に国家収入の54%が建設事業に費され、住宅問題はイタリー自体の財政手段では解決できない。



第4回I L O土木建築委員会会議

インド政府代表 インドは慢性失業、低収入、低技術であることを示している。5ヶ年計画によりこの解決に労使共その達成に協力している。

議案第二の保障賃金の問題についてはその小委員会が構成され、私はその構成員として参加した。この小委員会の第4日目に議長、使用者、労働者団体の三者から夫々の起草になる決議案を提出したが、結局議長案を中心に論議を進めることになった。

ここで一応保障賃金制について概要説明しておこう。

保障賃金とは労働者が自分の平素の職業に就き働くことができ、また働く意志を有するが、或いは無理でない代りの仕事、或は配置転換されても働くことを受諾するなど、とにかく働く意志を持つ労働者に最少限度の仕事又は収入を保障することであつて、病氣中とかストライキ中の者には適用せず、時には保障を受ける労働者の数に関して制限のある場合もあり得るが、これは失業保険とは区分すべき性質のものであつて、労働者の収入の最低額を保障するというだけでなく、提供された働きに対し賃金の支払を保障することである。労働者が雇われた限り、労働者に仕事を与へることが使用者の責任であるから、労働者は仕事又は賃金の保障を受ける権利があるという根拠に由来するものである。

さて現在世界中でこの制度が採用されている国は英国・オーストラリア・ニュージーランドを最高とし、ノルウェー・スウェーデンに実施され、カナダ・フィンランドは建設業の本質上他の産業労働者よりも失業率（仕事の中断）が高いために賃金が稍高率となつている。

他の型としてベルギー・フランスは労使の全国協会長が悪天候時の不就業に対して取決めを行い、使用者側の工事請負額により醸出された資金をプールしてその保障をしている。

この制度としては世界最高のものであるという英国の制度は英国政府回答文書によると、労使の代表者間で協定された作業規則の規定により、保障条件は悪天候、工場の破壊、材料の未到着、その他労使の如何ともすることのできない他の原因（停電）による労働者の損失時間の半分を現行時間賃金率により計算する。但しその週に於て稼働せる作業時間数が32時間以上に達している場合は支払の要なし、というのである。

我国の場合は労働基準法第26条に（休業手当）使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては使用者は休業期間中当該労働者にその平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。第27条（出来高払制の保障給）出来高払制その他の請負制で使用する労働者については使用者は労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない、という規定のあることを参考

迄に附言しておく。

この小委員会の論議は相当地に白熱し、7回目の会合では労働者側の議席総退場の様な劇的な場面もあつたが、結局決議としないで次の覚書にまとまつた。

建設産業に於ける保障賃金計画に関する覚書

（前文省略）

1953年11月6日次の覚書を採択する。

1. ILO理事会はILO参加会員国政府に対して建設業の保障賃金に関し、建築土木公共事業委員会により同意された次の事項につき建設業使用者並に労働者団体にまた必要ある場合は賃金制定関係官庁に注意を喚起する様要請されたし。

建設産業における保障賃金計画の目的

2. 建設産業には雇傭及び収入は安定性なしという問題の存在する事実はよく諒承される処であり、この不安定が労働者を困惑に陥れるものである。

3. 各国に於て建設事業労働者が雇傭不安定の結果に対して保障される様適当な方法（もしその国に於て従来かかる方法が執られていないならば）を採用することは有意義なことである。

4. かかる方法の適用は特に労働者に対し、雇傭契約の全期間を通じ、その国の状態に応じ労働者にできるだけ長期に亘る公正な最少限度の収入保証を与えることにより達成する。

5. 保障賃金は斯る問題解決のための数手段中の一つに過ぎず、雇傭並に収入の不安定を来す長期的、循環的或は季節的の要素は各国に於て夫々完全雇傭を樹立するという見地から財政政策を調整し、よく配慮された雇傭政策が一年中を通じ建設活動を容易ならしむるが如き方法により取扱われるべきである。

保障賃金計画の意義

6. 保障賃金計画とは使用者が（必要の場合一定の制限又は条件付で）個人的又は団体的に

- (イ) 労働者雇入れに当り一定期間平素の賃金率による仕事を供給するか（期間保障）、又は
- (ロ) これ等労働者が或る期間中を働き得るにも拘らず自己の専門の仕事又は適当な代りの仕事が生給不能の場合、この期間中に対し一定額の賃金を彼等に支払う（賃金保障）、

の如きことを予め計画するか、又は法令或は規則により要求される如き取決めをいう。

7. 保障は労働者の故意によるものでなく、悪天候、工場損壊又は使用者がコントロールできる状態における仕事の一時的停止のみ適用さるべきである。

かかる要素から惹起されんとする労働者の収入上の不安定を排除し又は少くとも減少せしめんとするあらゆる

合理的且つ實際的手段が講ぜられることは洵に有意義なことである。

併し、保障賃金計画上の指導及び適用は夫々の国における社会事情を先ず第一に考慮して社会保障制度と重複してはならない。

保 障 期 間

8. 保障は「合理的な期間」とし、一度実施されれば労働者の雇傭契約は国の規則又は団体契約で指定された保障期間満了までに終結せしめてはならない。

建設産業に保障賃金計画を適用する上に考慮すべき経済的問題

9. 保障賃金計画に於ける費用は斯業に於けるかかる保障の可能性を決定する上に於て根本的な重要性をもつ。その採用は一般的に工事費の昂騰を来す。この昂騰の程度は計画の細目及びその他の各種の考慮、例えば高度に安定せる雇傭を持続するために国としての政策及び他の賃金並に雇傭条件に関する規則の有効性に依存する。斯業自体としての重要な経済問題は労務費の全工事費に於ける割合であるが、これは国々により又建設事業の部門によつても異なるべきものでもある。

10. 保障賃金計画はまた、既に国家的乃至産業的規模で存在し、その産業より全面的又は部分的に支出され、従つて工事費に嵩上げとなる所なれば、収入安定増加のための他の規定と関連して検討されねばならぬ。

11. 保障賃金は一国内に於ける労働移動性の障害とならない様工夫さるべきである。

12. 一時的停止の場合、労働者は彼の通常の支払率による他の一時的仕事を引受けることを拒否してはならない。例えそれが自分に不適の仕事或は専門外のものであつても或は工事場を交える場合であつてもである。

13. 計画は保障により単に金銭的に恵まれるよりは寧ろ労働者自身の仕事を継続するか、又は他の代替的な仕事をする方が常に労働者に有利となる様に保障すべきである。

結 論

14. 保障賃金制度採用の問題は既に建設労働者の失われた時間の補填を充分保障するに足る高度の賃金水準を有する国々に於てはその適用の要なきことを認める。

15. 上記の方法は各国の事情に最も適応する法令、政府規則又は団体協約によつて採用さるべきことを勧告する。

議案第三の生産性増進の問題については、討論開始に先だち事務局長は建設産業の生産性に影響を与えている要因に関する報告書の内容につき簡単に説明すると共に、小委員会に対しこの問題を検討する場合には36項目よりなるその報告書を審議する様要請した。委員会はそ

れを諒承し、それを基本として最終総会の前日迄論議をつくした。そしてそれを次の11議案に整理し、1953年11月6日の最終総会に委員会より廻附し総会はこれを無修正で可決した。

1. 建設産業の生産性向上を目的とする土木並に建築技師の活動に関する決議(7項目)

2. 建設産業に於ける契約慣行に関する決議(2項目)

3. 建設産業の生産性について職業訓練に関する決議(5項目)

4. 建設産業の機械化に関する決議

5. 未開発国に於ける建設産業の生産性の現地調査に関する労働者委員提案の決議

6. 建設産業の生産性に影響する技術的要因に関する決議

7. 建設産業の生産性についての調査及び資料作成の重要性に関する決議(3項目)

8. 建設産業の生産性に関係する労働者募集の重要性に関する決議

9. 事業場に於けるよき心理的環境の確立に関する決議(3項目)

10. 建設産業の生産性増加による利潤分配に関する決議(2項目)

11. 建設産業に於ける出来高制賃金専門委員会の報告に関する決議(2項目)

以上の11議案についてその内容を述べるだけの枚数がないのは残念であるが、その第1議案が代表的なものでもあるから、その内容を次に記しておく。

「1953年10月26日より11月6日までILO理事会によつてジュネーヴに召集された第4回ILO建築土木公共事業委員会は、

国際労働事務局の準備せる建設産業における生産性に影響を及ぼす要因に関する報告書を検討して、

建設工事の設計段階に於ける建築技師並に土木技師の活動は現場の生産性に直接影響を持つことを考慮し、又建築技師、土木技師、使用者、労働者が建設工事の適切な段階に於て緊密な接触を持つことは生産性増強のため非常に望ましいことであることを考慮して、

1953年11月6日次の決議を採択する。

1. 建設工事の計画と明細書は工事の性格が許すあらゆる場合を想定し、現場の工事が始まる前に準備し、充分明細な点まで完了しておくこと。

2. 詳細な作業図面を各職種毎に準備すること。かかる図面の解釈に当つての運転を防止し、かくして生産性に有利な効果を与えるものである。

3. 工事そのものの性格が必要としない限り、建設工事の計画と明細書は現場作業が始まつてから変更しないこと、これに関連して建築技師並に土木技師に次の様に

勧告する。即ち計画や明細書が最後のな形をとる前にその施主が計画したすべての工事についてはつきりした実際上の案を得ておくこと、また一度始まつてから変更すると原価が高くなり生産性向上への悪影響のあることに注意すること。

4. 建築技師並に土木技師は建設工事の設計段階において出来るだけ現場の下小屋、飯場、資材等の為の場所をも考えに入れておくことが望ましいことを考慮すること。

5. 建設現場に於て労働者のために設けられる福祉施設は契約書に定めておくこと。これに関して建築技師並に土木技師は法律その他の規則、或いは労働協約中のこれに関する規定について知つている様にし、必要な時は何時でもその地区の使用者或いは労働団体から指導を得る様にすること。

6. 一方では技術家間の、他方では労使間の緊密な連絡が建設産業に於ける人間関係と生産性を改善するために望ましいものである。殊に現場の短時間の会合を奨励すること。それは職長と労働者とが彼等の従事している計画に充分通曉するたすけとなり、又特に技術的に興味ある新しいことに精通するたすけとなるばかりでなく作業単位における人間関係の改善にも役立つのである。

7. 建築技師並に土木技師は特に規格化に基く設計を採用する様注意すること、これは現場における作業の科学的編成を容易ならしめる。

8. 以上第1項より第7項までに含まれている提案を正当なる経路を経て建築技師並に土木技師の注目を惹く様にするようILO理事会に要請する。」

以上で主要な議案について決定を見たのであるが、この外に

イ. 委員会の決定を効果あらしめるための各国政府の措置に関する決議

ロ. 建築資金貸付のための国際機関設立決議に対して

執るべき措置に関する決議

ハ. 建設業の労働安全研究に関する決議
等7項目の採否を決定した。

次に第5回委員会(1955年、場所未定)の議題に関する決議を行い、

1. 建設業の年少労働者の雇用と生活条件を保護すること。
2. 建設業の作業災害を防止すること。
3. 建設業の労働時間を短縮すること。(賛成58, 反対39, 保留24)
4. 建設業の完全雇用を確保し維持する具体的方策を決定した。

この4議題はILO理事会で再び審議され、その中の2つが採択され正式の議題になる筈である。

以上の議事全部を完了したのが11月6日午後5時30分であつた。その後、議長及び各小委員長の挨拶があり同日会議は閉会になつた。

本会議を通じ特に印象に残つたことは、会議当初に於て初出席の日本使用者代表に使用者側の運営副委員の指名推薦を受けたこと、各国代表の国情報告が大部分住宅難をうつたえていたこと、歐洲に於て時間制の賃金払と併行して出来高払制の採用を使用者が痛切にうつつたえていることであつた。これは賃金の問題であるよりも労働力の不足に起因しているためである。

尙建設産業は一国文化の象徴であると同時に国勢のバロメーターであると考えるとき、我が国は恐らく米国に次ぐ労働力と建設工事を有する国であり、自らを三等国四等国など卑下するには当たらないと信じた次第である。またこの会議は世界の建設業界を施工面より見るには洵に良い会合であり、こと労働問題に関する限り日本は労働基準法を初め世界に冠たる労働法があるのであるから、日本の使用者代表として私は超然として会議を見廻すことができ、洵に愉快であつた。

(筆者 松村組社長)

株 社 大 阪 市 北 区 木 幡 町 三 一 番 地 電 話 堀 川 一 〇 一 七 四 番	合 理 的 工 法 ・ 責 任 施 工	防 錆 完 全 ・ 中 空 防 音	耐 震 ・ 耐 火 ・ 軽 量 ・ 堅 牢	採 用 下 さ い ・	は 日 進 式 を 御	を ・ 軽 量 鉄 骨	に は 軽 量 鉄 骨	間 仕 切 ・ 天 井			
				株 式 奥 村 重 兵 衛 商 店	合 理 的 工 法 ・ 責 任 施 工	防 錆 完 全 ・ 中 空 防 音	耐 震 ・ 耐 火 ・ 軽 量 ・ 堅 牢	採 用 下 さ い ・	は 日 進 式 を 御	を ・ 軽 量 鉄 骨	に は 軽 量 鉄 骨
				株 式 奥 村 重 兵 衛 商 店	合 理 的 工 法 ・ 責 任 施 工	防 錆 完 全 ・ 中 空 防 音	耐 震 ・ 耐 火 ・ 軽 量 ・ 堅 牢	採 用 下 さ い ・	は 日 進 式 を 御	を ・ 軽 量 鉄 骨	に は 軽 量 鉄 骨
				株 式 奥 村 重 兵 衛 商 店	合 理 的 工 法 ・ 責 任 施 工	防 錆 完 全 ・ 中 空 防 音	耐 震 ・ 耐 火 ・ 軽 量 ・ 堅 牢	採 用 下 さ い ・	は 日 進 式 を 御	を ・ 軽 量 鉄 骨	に は 軽 量 鉄 骨

強く優雅な

リグノイド床

テック
フローリング
吸光式通風器

責任施工

田辺工業有限会社

大阪市西区江戸堀上通一丁目五 電話土佐堀④7437~9

— ILO 会議に出席して —

— 労働者側代表として —

早 川 方 行

私は1953年10月26日から2週間、ジュネーヴで開催された第4回土木建築公共事業委員会に、日本労働代表として出席した。構成24カ国からなる労働代表のうちその主要なメンバーは、おのおの労働運動のベテランではあろうが、政府ならびに使用者代表団と会議の主導権を争うというような強力な発言力を眼のあたりに見て、ふりかえつてわが国の建設産業の現状のように、区々たる小組合にいたるまで、分裂とその新陳代謝の激しさにつねに幹部と政策の変転を試みざるをえないわれわれの周囲や、遅れた日本の土建産業のなかでやつと喰うだけで背一杯の建設労働者の、労働組合以前の姿を、想起してつい寒々とした孤独感に襲われると共に深く考えざるをえなかった。

(一) 日本代表の報告

労働代表として日本の現状を卒直に述べる機会を本会議においてえたので、一般報告として次のような日本の土建労働者の現状を述べた。

日本の建設産業の機械化は敗戦後における復興期を通じ、先進諸外国の刺激によつて逐次近代化されつつある現状であるが、国内における他産業のそれと比較すると後進国の範疇に入らざるをえない。

建設産業従事労働者は、一般的な見方によれば近代賃金労働者としての自覚を持つていたつていない。したがつて前時代における封建的身分関係によつて雇傭関係が結ばれている場合がはなはだ多い。このことは種々の悪影響をはらんでいる。

建設産業組織労働者の数は146万就業労働者中わずか18.9%にすぎない。この原因としては、労働者の就業場所の非固定性、農村の窮乏からの季節的出稼、不熟練労働者の就業可能等が作用しているが、同時に、ボス制度が払拭されていないことが、もつとも重要な原因と考えられる。しかし現在まで結成されてきた建設産業労働組合を中心として、組織労働者は、団結権をもつてしだいに封建的要素を打破しつつあり、更に中間搾取の排除、職場環境の改善、労働条件の昂揚に全力を集中している

それにもかかわらず、現段階では戦時中のフェシズムの弾圧から解放されてまもない時期で、やつと労働者としての自覚をわれわれが身につけはじめたばかりであつて日本においては、産業中もつとも遅れている建設部門のなかで、近代労働者としての諸条件を導入維持していくことは、そう短期には解決しえない困難な過程にある

と指摘できる。

これは建設産業は封建制の牙城であつて、経営者の圧力も大きく、同時に労働者自身の階級意識の欠除と両者の相関々係が強く作用して労働者側の弱体を招いている。他産業部門では、労働運動が急速かつ強力に成長促進されており、直接間接の大きな影響がわれわれのなかに浸透して低賃金からの解放への途を進む方向にある。

われわれは当面の運動方針を次のように設定して、日本建設産業近代化の指標たらんとしている。

1. 建設産業の民主化
2. 賃金水準の向上
3. 労働組合による労務供給の完全実施
4. 労働組合による技能者の養成

一方、日本使用側代表はほぼ時を同じうして演説を行い、戦後の不安定な日本経済の一環として土建産業の発展過程を述べ、公共事業の労務需給に及ぼす効用、小規模請負業の乱立、住宅問題の未解決、電源開発工事ならびに占領軍工事による変動的活況等に触れ「日本の労働関係諸法令は、現在、高水準を獲得したが建設産業労働者の社会意識は低く、したがつて現行の進歩的立法に対応し労働関係の近代化を促進し、高生産高賃金が実現されることを期待する」と結んだ。

更に、日本政府代表は、各種建設計画、土建界における企業の零細化に基く生産性の伸び悩み、ならびに労働諸法規の現況を報告した。

三者の報告内容は、いずれも、労資対決の鋭い言葉は使用されず、むしろ土建企業そのものの封建性に身すくみとなつて、労働法令の面に書いた餅を、消化不良の形でいささか持てあまし気味であつたかもしれない。いずれにせよ、われわれの側からいふことは、一部では多少機械化された面もあるが、社会的経済的低水準の余剰労働の上に生じた土建脆弱経営者の、寄生産業から脱し切れない井勘定のなかに、金権の支配体勢がぬくぬくと温められ、それは建設業の近代化よりはむしろ原始産業であるほうが、より好都合であることを意味しているということである。

(二) インドと機械化問題

アジアからの代表は、日本の他は中国が不参加で、インドから労働代表として、官業労働組合副委員長のラオ氏、アスベストセメント労組委員長のパイバット氏が白い帽子をかぶつて出席した。

生産性向上分科委員会においてラオ氏は、後進国と機械化の問題についてつぎのような見解を披露した。すなわち、後進国、とくに暑気激しく、気候が労働者の体力に悪影響も及ぼすとき未開国の、生産に及ぼす要因を徹底的に研究する事が望ましい。かかる問題の検討は、他の要因をも含めたすべての原因を十分考慮するためにただちに実施せられる事を要望する。インドのごとき後進国では、完全雇傭の必要性がとくに強く、このような国では、完全雇傭の保証なしに、労働者に生産向上の協力を求めることは期待出来ない。豊富な人的資源を保有する後進国の建設産業を、機械化することは、およそ非現実的ではなからうか。すなわちそれは、一方において国家が機械の過重な経済的負担を受け、同時に他方では失業者をますます増加せしめることになるからである。……と。

インド政府代表もこれに同調し、人的資源の過重の国では、機械化はその国の経済的条件に照らして進行の度合は決定さるべきであつて、建設業が大部分小規模であり公共事業が唯一の労働雇傭の源泉であると考えられているインドのような国では、機械化が適当とは限らない、と強調した。

また、本会議場において同国政府代表は慢性失業、低賃金低技術の解決策として、5ヶ年計画を樹立、労使共にこれが達成に協力していると報告した。

この会議で「後進国の建設産業の生産性を即時検討すること。この結果を関係国の政府、労、使それぞれの機関に伝達すること。この結論に指導的意見をふして第5回委員会に提出すること」を決議させたアジアの新興国インドの生産向上に対する意欲は、西欧とはべつの形で強い熱意を示すものであろう。

(三) AFL と DGB

誰もが口をそろえて西独の躍進的経済復興を讃える。そして経営参加を中軸とする西独労資の関係を注目する。16の産業別組合で構成されるドイツ総同盟607万人のうち、土建労組は42万人を擁し、たとえばハンブルグ土建労組支部大会に総同盟フライタック委員長が出席し組合の政治的中立の限界について発言すれば、アデナウアー首相から抗議文が出るというように、組合運動においてスケールの大きさは、われわれの場合と比較にならない。その西独の労働代表団は、正副代表、それに顧問2名、通訳3名、計7名の代表団を送ってきた。

それにもかかわらず、英国・ベルギー・フランスの各代表の行動が終始、労働者グループ会議や、分科委員会或は本会議において示した会議の主導権確立に、西独代表があまり積極的に参加しなかつたのはどうしたことであらうか。会議の主流派と見られる西欧各国にまじつて西独労働代表は、高い民族意識を支えとし、労働組合の

主体性が、労働条件の改善に関する最大限の行使権を、絶えず保持している自信と誇りを内包しているが故の現象であるかもしれない。

また、米労働代表 A. F. L 土建部会委員長グレイ氏も、葉巻をくわえたまま、メツタに発言せず、その肥つた身体をもて余っていたようであつた。ILOの八部門にわたる産業委員会のなかでももつとも活潑であるといわれるこの建設委員会において、高賃金水準を保持し、労働組合の揺がぬ基盤の上に立つた貫録が先進国としてのつつましい沈黙を支えたのであろうか。

(四) 左派のうごき

二つの世界という言葉からすれば、ポーランドはその一つの世界からの代表といえよう。60万人の建設産業労働者を有するポーランドは、採決にさいしていつも労使政府代表は同じ票を入れるのである。各国使用者代表が国家直備労務者制度は好ましくない旨を指摘するにおよんだときに、ポーランド使用者代表は、直備制度は長期に亘つて高度に雇傭を維持する方法として望ましいと述べ、また、後進国の建設産業機械化については、完全雇傭と決して背反しないとして、これが促進を主張し、更に「労働者に2種以上の職業を与える可能性」については、雇傭安定の為にはその専門の職業に専念すべきという提案に賛成した。

保障賃金制度を建設産業に適用する議案は後述するよう、労働者側退場という事件を引き起したのであるが、「高賃金水準の国における保障賃金制度の可否」が最後まで紛糾した。これは米使用者代表が、自国については本制度採用の要なしと断じたことに発するが、この件に関して、ポーランド労働代表は、採用の要なしという決議の削除を提案した。更にフランス労働代表 C G T 建築連合会幹事エロア氏が会議最終日に於て「高賃金水準国では、保障賃金制度採用の問題は起らないことを認める」ことを本会議で可決することは、労働者を失業不安に陥しれないような保障を阻害することを意味し、現在も未来も望ましいことではないとして、これの削除を動議として出した。ポーランドの各代表も、イタリア等一部労働者側と共にフランス労働代表の提案に賛意を表した。しかし104対10票で否決されたことは印象に深い。

(五) 談 合

国際会議で談合の問題に触れたことは興味深い。政府代表者側は建設産業の「慣行の制限」案を提出したのである。すなわち工事発注者が建築に支払う工事費を吊上げるとき結果をみる慣行を、いつさい除去するように工事関係者全部が協力すべきであるという決議をせまつたのである。カナダ労働代表は、この条項はいまいで誤解を生じやすいとし、それは賃金、資材費等を固定せしめる意なりやと追求した。議長はこれについて、この

意図する所は、適切ならざる慣行についてのみであり、入札以前において安く請負う意志を有する請負業者達を比較し、入札予定最低価格を公正価格に調整し、事後落札しなかつた競争相手に補償金を出すということも、この「慣行」を意味する、あるいは建築材料メーカーが、原料の買占めを行うこと、また従業員の生産制限、新資機材の導入反対、業務管理の調整等も含まれる、と説明した。

英国労働代表は、本問題に労使のみにかぎらず、政府自身においても、請負業者に対する工事費支払遅延にともなう業者の銀行借入あるいは支給資材の不足等も包含さるべきであるとした。英国使用者代表は、この分科委員会ではわずか数十人の委員により本件が議せられているが、英国建築業経営者連盟についてだけでも、約2万の会員がいる現状である、いわんや全世界の土建慣行制限問題をここで解決せんとすることは無理というべきだ、と主張した。更にカナダ労働者代表は討論の保留を次のごとく力説したのである。制限すべき慣行は、おおむね本質的には自己防衛的であり、かつ一つの保護政策として考えられ、これが発展過程では使用者並に労働者の「経験」から生じていると考えられる、とILO事務局は指摘しているが、この点疑点なしとしない。新しいシステム、新資機材が建設産業に導入されると、これが調整されるまでは工程能力が低下または停止したりする。北米労働者は、われわれ自体の力で建設産業内の誤謬を修正することが可能である。したがって、政府がこれらの点に関して干渉することは不快である。資本主義経済の基調である自由企業制度のもとにあつては、コストの引下げは当然の帰結であるから、慣行制限問題は打切るべし、と結んだ。かくて政府代表者側の提出した本問題は否決された。

(六) 保障賃金制度

保障賃金の問題が2号議案として討議された。この制度は、労働者の実収入の最低額を保障する最低賃金制度を意味するのではなく、悪天候、設備破損等による一時的作業中断にさいし、労働の意志と能力あるかぎり、その労働者に一定の保障を与えようということである。かような意味において建設産業内で現にこの制度が実施されている国は豪洲・ニュージーランド・英国であり、更にノールウェー・スウェーデンも一部行われている。英国のごときは、建築工事における賃金および労働条件は、労使代表で締結された労働協約で規定されているが、このなかで、給与を支払う「週」のうち、毎日の標準労働時間中、作業する意志と能力ある場合、保障給与支払に関する条項を設定している。この保障は天候不良による労働時間の喪失のほか、工場閉鎖、資材の入荷遅延そ

の他当事者双方の責任以外の原因による労働時間の喪失にも適用できるようになっている。労働の意志ある労働者が、かような原因によつて就業を妨げられた場合について、協約のなかで次のごとく規定されている。

- (a) 該当労働者は就業期間中前記のごとき原因による喪失労働時間の $\frac{1}{2}$ に対する現行賃金率の支払を受ける。
- (b) その週の稼働労働時間および(a)項に基いて支払われる給与総額は、その週に適用されている時間賃金率の32倍以上でなければならない。

労働者代表は分科委員会における本制度の討議にさいし、失業保険制度の未実施国または不十分な国においてこそ重要であること、保障賃金制度に要する費用を誇大に流布する傾向の多いこと、業界における雇傭と収入の不安定が原因となつて、建設産業の労働力が不足している国もあり、かような業界の不安を除去することは経済的道徳的にも重要であること、該制度の究極の目的は労働者の年間収入を保証確保することであり、そのためには公共事業政策、公共投資、冬季の工事継続等が要請されること、当面の問題は建設労働者にできるだけ長期間賃金を保障することを要望する、しかして本委員会の結論は、決議の形式を採用すべきであること等々を主張した。

一方使用者側は、当面の問題は該制度可能か否か、可能あらばその方法はどうかということであつた。建設産業のコストをできるだけ低廉にしておくことは重要であつて、そうでなければ有効雇傭量は減少する。該制度の一つの不利益は冬季にコストが上昇する傾向であり、そのため年間を通じて一層常傭労働者を増加せしめる努力が阻害されることである。また、結論は決議のような強い形をとらず、覚書の形式をとるべきである、と主張した。

議長は、本制度の採用は労働者にとつては収入安定増大のために価値ある場合は多いが、個々の具体的保障計画は各国独自の経済的社会的条件を勘案して決定さるべきで、かくてこそ、その経済的影響は建設産業の発展に支障を来たさぬのである。したがつて該制度の計画は当該国の賃金決定機関の慣例的機構のいかににかかつており、その目的は経済的考慮を払いつつ労働者に一定の賃金を支払うことで、これは労働協約又は法令に規制されるものとする、という提案を行つた。

これに対し討論の後、使用者側は、本件解決の基礎は産業の発展、経済的条件、現行法規、慣行、失業、社会保険等に関する正確な資料でなければならない。特定の国では、賃金水準が建設産業労働者の喪失労働時間に対する保障を確保出来る状態にあるが、かかる国では本制度は適用しない。したがつてILOとしては各国の事情に応じ、現行の取りきめならびに国情等に適応して国際

規程の可能性を妨げぬよう各国の裁量に任せるにとどめるべきである、と集約提案した。一方労働者側は、保障は天候、使用者側の事由に基づく工事中断等に対してのみ実施すること、最低一週間とし、雇傭期間満了の後保障期間が終了すること、高賃金水準で喪失時間を補償するごとき特定国では適用されぬ場合もあること、これらは各国に応じた立法または労協により実施すること等を主張し、ここに両者の意見は調整しがたき段階となつたしかし、打開のため小委員会を構成し、結局保障期間の争点は「保障は合理的な期間が設定されたなら法令労協による保障期間の満了以前に労働者の雇傭契約を満了してはならない」と意見の一致をみた。更に高賃金水準国の採用是非は結論にいたらず、採決の結果、労働者の主張する「適用しない場合もある」という決定をみた。結論については「決議」か「覚書」かにつき採決の結果僅少

の差で労働者側の主張する「決議」採用と決定した。

しかしながら、これら問題に関する再討議がむし返され、米国政府代表の提案による「決議」を「決議の声明」と変更すること、更に英国政府代表の「高水準国では起らないと認める」との提案がなされるにおよび、この保障賃金分科委員会の労働者グループの主戦投手であるベルギーのスメット氏は、ふんまんやるかたなく労働者代表席に退場を促し、深夜議場緊張裡に、オーストリー西独をはじめ、ついに労働者全員退場して終つたのである。自由主義の背景としてのトレランスが歐洲の真只中で、かかる日本的行動に変じたのは、ILOの事務局ガタック氏の説明を借りれば、それは戦術であり、次の日の彼の態度は、決定事項を覚書に120対0で可決せしめたことで一切氷解したのであつた。

(筆者 間組職員労組委員長)

国際建築科学学生会議

—— 関西の動き ——

先月号で報じたように、4月15日から1週間ローマで開催される国際建築科学学生会議に代表を派遣するため、日本建築科学学生会議はすでにつぎの四君を選出し旅券獲得のため運動してきた。

絹谷 裕規 京大建築学科大学院
北野 幾造 日大建築学科学生
磯崎 新 東大建築学科学生
石村 勇二 大阪市大建築学科大学院

ところが、3月23日頃、外貨割当がないとのことで旅券はおりなかつたそうである。主として、外務省の渡航課とか、STACという機関が反対したらしい。招請状が全学連にきたという理由からとすれば、まことに小児病的だ。というのは、もともと日本の学生の組織には全学連しかないのだから、個人でなくて、学生の組織にくるのは、昔ならいざしらず、現在では当然の話だ。これが全学連がどうのこうのというのはおかしすぎて、子供じみている。これに対し、学生の方では、全学生の総意のもとに、あくまで、この国際建築科学学生会議に代表をおくり、日本の建築学生の組織を発展していくという立前から、さらに努力したところ、在日外人の登録ドルを使つて、日大の幾野君を送りだす見通しがついたそうである。

現在では、4月にはいつてから、資料の作成と資金集めに全力をあげるべく努力している。東京から学生

数名が、関西に来て、関西の学生といつしよに京都の奥村会館でカンずめとなつてローマ会議に送る資料(日本文・英文)をつくつている。4月6日には完成して発送することになつている。(この資料はいずれ、本誌にでも発表される予定)一方、資金集めに学生は奔走しているが、関西のある建設会社では、建築協会の手を通してなら、資金をだすといつているので、早く建築協会が正式にこの会議の代表派遣に賛同してもらいたいものだ。ところが「京大当局」がこの会議を認めていないので、建築協会の理事会としても京大が認めたら認めるということになつているそうである。建築学会をはじめ、関西の各大学はすべて賛同し、関西でも、大阪市大、京都工芸大、神戸大、大阪工大とほとんど賛同しているのに、ひとり「京大当局」のみが(阪大はまだ確認していない)賛同しないというのは、「世にも不思議な話」である。ぜひ御賛同願いたいところである。賛同しないのなら、その理由をあきらかにして、建築界一般の「世にも不思議な話」に首をかしげる世論にこたえるべきだと思う。賛同もしないとするならば、ひとり「京大当局」は孤立するだけである。建築協会もなにも「京大当局」が認めないから認めない、というのでなくて、みずから卒先してこの若人の集りに賛成して、「京大当局」に認めさせるべく努力するのがその本来の使命ではなからうか。

なお、この機会に関西建築科学学生会議を育て資金的にも、また世間にこの国際建築科学学生会議をしつてもらうべく、4月下旬ごろ後援演奏会を開く準備も進められている。

全建労の実態と活動について

清水 等

国土建設における国家の役割は、こんにちの段階では重要な比重をしめている。建設省は「公共事業」建設の名のもとに、土木建築の国家政策のにな手である。それが、真に国民のためにおこなわれているか、国土の軍事化のためにおこなわれているかは読者の判断にまかせるが、建設面における労働問題について、国家の政策が、その直接のになり手たる建設省における公務員、労働者の雇傭関係、労働条件にどのような影響をあたえているか、それに対する組合の斗いはどこにあるかを明らかにしようとしたものが、本記事である。なお、これらに先だつて、建設省労組の沿革がのべられている。

全建労の沿革

全建労とは全建設省労働組合の略称であるが、建設省の労働組合が始めて発足したのは2・1スト(1947年)以前の事である。発生地は名古屋の中部地方建設局で、ここを中心として、その運動が展開された。

当時の指導者は名倉・三村・関口・三橋氏等で建設院の出先機関である地方建設局の組合の連合組織として結成され、後に全土木労働組合として単一組織に切替え、本院に組合本部を置く事になり初代委員長に三橋氏、二代目に関口氏が就任した当時の組合員は約6,000~7,000名であった。

1949年建設省の設置に伴い建設工事本部の労組と建設本省の職員組合と全土木労組の三労組が長野の公会堂に於いて統一大会を持ち全建設省労働組合として発足し、全建労初代の委員長として東北出身の和田義人氏が選出されたのである。

ところが同年8月に始まった大量首切りによつて本省総支部が脱退し、地方支分部局の総支部のみの組織となつてしまつたが、現在に至るまで全建設省労働組合として1949年原田氏が二代目委員長となつたが不幸病魔に倒れ、1952年2月三代目に阿久根氏、四代目に森田氏、五代目に服部氏と相次いで僅かな期間に委員長が首切りだ辞職だと改選され、1953年6月奈良大会において現在の第六代目に東北の伊藤氏が委員長となつたわけである。

現在の建設省の行政組織から下記の通りであるが全建労の組織から離脱しているものは◎印の組織である。

1. 建設本省一官房五局 ◎

2. 附属機関

地理調査所 ◎

土木研究所 ◎

建築研究所

3. 地方建設局

▲東北地方建設局(仙台市)所管区域=青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島県。

▲関東地方建設局(東京都)所管区域=茨城、栃木、

群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、新潟、長野県、東京都。

▲中部地方建設局(名古屋市)所管区域=岐阜、静岡、愛知、三重、富山、石川県。

▲近畿地方建設局(大阪市)所管区域=京都、大阪府、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、福井県。

▲中国四国地方建設局(広島市)所管区域=鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知県

▲九州地方建設局(福岡市)所管区域=福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島県。

以上のように本省総支部、附属の三支部、六地方総支部であるが、本省総支部、地理調査所、土木研究所の三支部が脱退しており、地方総支部の中では、中部総支部が連合会と総支部の二形態への分裂、近畿総支部が近畿地区協議会への改組と全建労としては組織の面では幾多の苦悩を持っているが、この間全建労は官公労、官労の統一闘争に参加し、常にその先頭に立つて来ている。下部組織の強化と脱落支部の再建に努力を続けている。

今春1月30、31日、2月1日と3日間甲府市において全建労第8回中央委員会を持ち組合員12,000名の代表は組合の要求をおちとるための大目標に全力を結集して積極的に闘うことを決定し、闘争体制の整備に目下巡回オメガ等を実施して春季闘争に努力を続けている。

春季闘争の目標

29年度防衛予算を粉碎し、平和予算に組替えよ。

1. 行政整理反対、定員増加(準職員、補助員を定員内職員とせよ)
2. 最低賃金8,800円の支給
3. 災害復興費、治山、治水費の増額。

雇傭関係と労働条件

全建労の組合員は建設省に従事する職員によつて構成されている。従業員の中には定員内の職員とそれ以外のもの二つに区分することができる。定員外のものには、準職員、補助員、一般労働者との三つに区分される。この中準職員と補助員は一般定員内の職員と同様の職務を

行っており全建労もこれを定員化へ闘争を続けて居るので組合員に加入させているが、一般労務者については、加入させていない。ところにより自由労組を結成し人事院に登録し活動している組合もある。

職員は各地方建設局の本局では課長補佐以下全員、工事事務所では課長、出張所長まで加入している。

一般労務者は1ヶ月最低50,000名を下らない状態にあるがこれらの人達は直接工事現場で直轄工事に日々雇傭の形式で雇傭した労務者であるが、その大半が不熟練労働者であつたり、安定所紹介による者であつたりすること、農村の余剰労働力として供給や、農閑期等の季節労務者等のため低賃金であつても給料生活者としての脅威を痛感しないこと、労働者同志の団結地位の向上についての意欲に欠けていること等が原因となつていていると思われるが、これら一般労務者の建設省全体の組織はいまだなされてないし、全建労の組織からみてもこれらを包含する域にまで達していない。

職員 定員法内の職員を云い、国家公務員法、給与法等各省一般職員と同様のものである。説明は省略し昭和28年度末における建設省の定員と昭和29年度の行政整理数を参考までに掲げてみると、次の通りである。

建設省職員定員数

区 分	現在定員	全 体 整 理 数	初 年 度 整 理 数
本 省	1,138		27
地 理 調 査 所	673		47
土 木 研 究 所	177		8
建 築 研 究 所	87		2
東北地方建設局	1,278	83	42
関東地方 〃	2,366	148	69
中部地方 〃	1,410	88	46
近畿地方 〃	1,071	71	33
中国四国地方 〃	1,274	83	43
九州地方 〃	1,306	84	41
合 計	10,780	557	274

この外に営繕部の定員増として110名が昭和29年度中に増員される模様である。以上のように無理な職員では業務が遂行出来ない。その無理な実態の表れが、準職員であり補助員である。準職員とは2ヶ月雇傭形式の一般職員と略同様の取扱をうけるもの、補助員とは、勤務時間勤務内容共に一般職員と同様でありながら準職員制度の適用も受けられず一般の日々雇傭の形式により労務者賃金規程により雇傭されている者である。以下これらの制度の発展と経過の概要を述べてみる。

準職員 準職員制度は、昭和24年5月法律第126号「行政機関定員法」の公布によつて無理な定員法からはみ出した職員が当時「傍人夫」「名儀者」「見習員」と呼称して雇傭していたものが総括的に「補助員」と統一呼称さ

れるに至つて発生したものと云える。

組合では補助員と名称を統一し、この人達の身分の保障、待遇の改善に努力して来た、昭和24年9月建設省は12,550名から一挙に1,700名の大量の職員の行政整理に更にその職員は不足し更に補助員が増加の一途をたどるより外止むなきになつた。もつとも定員法施行前においても建設省には「人夫名儀」と称して臨時的職員が存在し、これらの職員は、工事費中の人夫賃金より給与の支払が行われていたのであるが、当時は雇用定数が左程厳格でなく適宜雇員に任用することが出来たから現在におけるような激しい矛盾は生じて来なかつた。

ところが定員法施行後職員は著しく不足し、工事の遂行が事実上支障を来すこととなり、この不足を補うために補助員と呼ばれる職員を各地方建設局毎に雇傭した。

前にも述べたようにこれらの職員は全く一般職員と勤務内容、職務内容は同じであるが、行政定員でないため国家公務員法では全て一般職非常勤職員として取扱われ賃金は工事費の中より支弁されたが、諸給与、諸手当等について凡て規制を受け定員内職員とは甚だしく差別されることとなつた、これは定員の増加について努力しないでその場しのぎに賃金支弁者という現場で最も手軽に行われる解決方法として誤つた手段がとられて来たからである。これらの補助員の身分の保障は全て定員内の職員と同一条件で行うべきであると、組合はこの運動を展開して来たが、当局もこれを認め昭和25年度に3684名の補助員の共済組合加入を認め、昭和26年度より5980名と増加して来ているが、これら補助員は国家公務員法では非常勤職員と呼称され、服務その他については定員内の一般職員と同様の適用を受けるに拘らず身分の保障は全然されていないという極めて矛盾した位置におかれていたが組合の国会請願や当局交渉は遂に昭和26年12月より建設省では人事院事務総長通牒任審発第263号「人夫作業員その他これらに類する者の取扱について」に基き、職員と同様の勤務時間で雇傭が形式的に2ヶ月を区切つて行われていても同人が継続勤務を要する場合は常勤労務者として取扱う「準職員制度」を実施することとなつたが、9,905名の中6,003名がこの際準職員として給与法及び国家公務員法の全条文の適用を受けるに至つたが、給与は依然事業費の「常勤労務者給与」によつて支弁されている。

補助員 準職員の歴史で述べたので省くとし、前述のように補助員の身分保障が準職員制度の実施によつて大半救済されたのであるが、9,905名の中6,003名で残りの約3,900名がやはり補助員のまま取残れ準職員の枠外に出たものである、補助員の身分保障にからんでは、全建労の法廷闘争として「水谷公判」事件がある。昭和25年11月の不当首切から福井地裁の第一審、名古屋高裁の第二審での和解取下げまで、昭和28年3月25日と足かけ4

年の闘争は当局をして補助員の身分保障を急速に考慮させ具体化させ具体化させたといえよう。しかし当局は補助員が準職員制度の実施によって解決したからあとは一般労務者のみであるとし、昭和27年7月「建設省労務者賃金規程」を公布し一般職非常勤職員の賃金、勤務時間休日、休暇等に関する基準を制定し、一般人夫作業人夫作業員等単純な労務に服するこれら労務者と共にこの救われなかつた補助員にもこの賃金規程を適用して来たため、準職員となつた補助員と、労務者賃金規程の適用を受ける補助員との間に利害点の線は大きく割かれて来たためこれら補助員の不満は益々大きくなって来たわけである。これは賃金規程そのものに対する不満でなく、前述のように一般職員と何ら変らない勤務形態であり乍ら不合理な定員法と実態を無視した当局の施策の結果生じた矛盾をおおいかすために問題の本質的な解決を図ろうとしないために生じた欠かんである。全建労では補助員大会等を開催し、こうした大きな定員法上の矛盾を

取り上げて補助員の身分保障と合せて「準職員、補助員を定員内の職員へ」と運動を展開し「定員増加」に努力している。

労務者 以上述べた職員、準職員、補助員は当然一般定員内の職員となるべき系統のものであり、その他に直轄工事の現場に直僱人夫として雇ようされている一般職非常勤職員がある、これらは日々雇われることが原則とされている。

準職員と其の他の労務者の勤務条件の比較

1. 準職員（一般職非常勤職員）
2. 直僱人夫（一般職非常勤職員）
準職員以外の補助員もこの中に含まれる。
3. 安定所の紹介による人夫（特別職）
雇用、服務、分限、給与について比較すると次の通り。

区 分	職 員 別	準 職 員 (一般職非常勤職員)	そ の 他 の 労 務 者	
			直 僱 人 夫 (一般職非常勤職員)	安定所の紹介による人夫 (特 別 職)
I 範 囲 及 び 取 扱 原 則	(1) 範 囲	1. 準職員定数表に定められた定数内の者。 2. 勤務内容及び勤務時間が定員内職員とほぼ同一であるもの。 3. 実質的には1年以上継続して勤務している者であること。	1. 準職員以外の者であつて特別職に属さない労務者。 2. この中に含まれている者の中に補助員がある。	失業者として職業安定所の紹介をうけて雇用した労務者。
	(2) 取 扱 原 則	1. 形式的に2ヶ月を限つて雇用する。 2. 勤務条件はほぼ定員内の常勤職員と同一取扱。	1. 国家公務員法及び人事院規則等はすべて適用される。 2. 常勤職員でないという点から任免、給与、勤務時間及び休暇等の重要な勤務条件が定員内の職員と異なる。	1. 公務員法上では特別職とされる。 2. 労働条件は、労働基準法によつて規律される原則として民間労務者と同一取扱。
II 任 用	(1) 任者雇用権又は権限は者	各附属機関の長。 地方建設局長、	附属機関の長。 地方建設局長(本局のみ) 各工事事務所長。	同 左。
	(2) 任用の方法	(方法) a. 公開競争試験又は選考(雇用の形式) b. 2ヶ月の期間を限る。但し期間満了の際何ら意志表示のない場合、その雇用期間が自動的に更新される(辞令書) c. 任命権者より辞令書が交付される。	a. 予算の範囲内において雇用権者が雇用する。 b. 日々雇入れる。 c. 辞令書は交付しない。	a. 職業安定所の紹介による外同上。 b. 同 左。 c. 同 左。
	(3) 人通人事知事異及記録	人事異動通知の作成保管。 人事記録の作成保管。	人事異動通知、人事記録不要。 最初の雇用年月日、月別、就労日数を明記する就労簿の作成。	同 左。

Ⅲ 分限、懲戒及び保障	(1) 分限	法律又は人事院の規則に定める事由によらなければ意に反して降任、休職、又は免職されることはない。	左記のような身分の保障はない。 一般的な差別待遇は禁止される。	労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法が適用される。
	(2) 懲戒	公務員法、人事院規則に定める事由に該当した場合。 懲戒処分として免職、停職、減給、戒告を受ける。	同 左。 日雇であるので停職処分の実施はない。	就業規則に定められた制裁の規定による。
	(3) 保障	1. 勤務条件に関する行政措置の要求が出来る。 2. 不利益処分の審査の請求が出来る。	1. 同 左。 2. 不利益処分の審査の請求は出来ない。	労働協約により保障の途を講ずる。
Ⅳ 服 務		(法の適用) a. 服務に関する規定がすべて適用される。	a. 同 左	a. 就業規則による。
		(職員団体の結成) b. 職員団体を結成して当局と交渉することができる。 団体交渉権がない。	b. 同 左	b. 労働組合法による組合の結成ができる。 団体交渉権がある。
		(政治的行為の制限) c. 政治的行為の制限を受ける、公選による公職に立候補できない。	c. 同 左	c. 何ら制限を受けない。
		(営利企業への就職と制限) d. 営利企業への就職は所属長の承認が必要	d. 同 左	d. 何ら制限を受けない。
		(組合専従休暇) e. 専従休暇が与えられる。	e. 1日を限って与えられる。	e. 労働協約の定めるところによる。
Ⅴ 給 与	(1) 原則	給与法及びこれに基づく人事院規則の適用を受ける。	建設省労務者賃金規程の適用を受ける。	公共事業直備労務者標準賃金準則による。
	(2) 本俸	(支給形態及支給額) a. 給与法の一般俸給表による。	a. 正規の勤務時間8時間 基本賃金 日 額	a. P.Wの日額表による。
	(3) 諸手当	(勤務地手当及扶養手当) a. 給与法により支給される(超勤勤務手当) b. 支給される。 (特殊勤務手当) c. 政令、規則により支給される。 (休日給) d. 給与法により支給される。 (役付手当) e. 支給されない。	a. 支給されない。 b. 賃金規程により時間外労働手当が支給される。 c. 賃金規程により特殊作業手当が支給される。 e. 賃金規程により支給される。	a. 同 左 b. 同 左 c. 同 左 e. 同 左

	(4) 期勤 末勉 手当 等	(期末手当) a. 給与法により支給される。 (勤勉手当) b. 給与法により支給される。 (寒冷地、石炭手当) c. 法律に基き支給される。	a. 特に認められた場合の外 支給されない。 b. 特に認められた場合の外 支給されない。 c. 特に認められた場合の外 支給されない。	a. 同 左 b. 同 左 c. 同 左
	(5) 勤時 務間	人事院規則により原則として1 週44時間とし、日曜は勤務を要 しない。	建設省、労務省賃金規程によ り、休憩30分以上を除き1日 8時間、週に1日の休日	労働基準法による。
	(6) 休 暇	1年20日間の有給休暇。 病欠休暇及特別休暇があたえら れる。	1年継続勤務の場合、6日間 の年次有給休暇。	労働基準法による。
	(7) 整方 理法	原則として給与法によつて整理 する。	出面帳及就労法により整理。	同 左
VI 共組 済合		建設省、共済組合に加入できる。	加入出来ない。	同 左
VII 退 職 手 当	(1) 準法 規規	国家公務員法の退職手当法が適 用される。	同 左	同 左
	(2) 一退 般職	6ヶ月以上在職して退職した場 合に支給される。	退職時において月に22日以上 雇用せられた月が6ヶ月以上 継続した期間がある場合に支 給される。	同 左
	(3) 退特 職職 別別 手手 当当	a. 予告を受けない退職の場合。 一般退職手当の外に予告手当 との差額が支給される。 d. 失業者の退職手当 退職の日の翌日から起算して 1年以内に失業している場合 に支給される。	a. 同 左 d. 同 左	同 左 同 左
VIII 失 業 保 険	(1) 一失 般業 保保 の險	被保険者とならない。	雇用せられてから 2ヶ月の各月に於いて18日、 6ヶ月に於いて通算60日以上 雇用されるに至つた時から退 職手当の受給要件充足するま で被保険者となる。	同 左
	(2) 日失 雇業 労保 険	被保険者とならない。	一般の失業保険の資格者とな るまで日雇労働被保険者とな る。	同 左
IX 公 害 務 補 災 償		国家公務員災害補償法及び人事 院規則が適用される。	同 左	労働基準法による。
X 健 保 康 険		被保険者とならない。	被保険者となる。	同 左

—防衛予算を粉砕して、平和経済の確立へ—

① 首切りに反対し定員を増やす闘いを労農市民と共に押し進める。

首切りは独占資本の利潤追求の手段として再軍備編成強化の目的の為に行為、平和を求める一般大衆から建設省一般職員へとそのほこ先を向け犠牲を押付けるものである。建設省に勤務する国土を守る職員は定員だけではならず、準職員、補助員がその三倍もあり、なおそれでも事業が完遂出来ないため超過勤務という労働を強いられているが、その手当の3分の1も支給されていない実態である。かかる事情の中にあつて職員が1人でも首を切られるということは、納得のいかないことであり、逆に人員を増やし定員の増加の闘いを強力に進めなければならない。さきに勤務と労働条件の項でも述べたように、はつきりと補助員がありこれらは一般常勤と全く変わらないにもかかわらず、当局はやはり直僱人夫と呼び日雇労働者並の取扱しかなさないのである、現在の職員の中に含まれている営々20有余年技手や技手補として内務省当時から永年勤続して来ている労務、技能系統の職員の準職員又は人夫えの格下げによつて定員法の不足を補おうとさへしている。従つて全建労では、建設省の実態を労農市民に知つて貰うと共に「首切りは絶体ならぬ、定員を増加しろ」を目標として闘っている。

② 災害をなくし平和国土を建設する為に国民大衆と共に治山治水費をふやせ。

昨年の水害は近年にない被害を一般国民大衆に与えたこの水害の原因は、戦時中の治山治水事業の放置と戦後の占領政策、戦時経済政策から生れて来た事業費の削減とそれによる工事の粗悪無計画が一挙に現れてきたことにある。政府は昨年水害を期として抜本的な治山治水事業計画を樹立しこれを行うと発表したか29年度予算や過去の長期計画でもわかるように、再軍備計画、MSA

受入れの推進のため犠牲にされてしまつている。こういう矛盾した戦時経済が、平和な国土建設をないがしろにしているかがわかる。29年度予算案によれば国庫補助金の打切り新期工事の打切り、災害復旧費の削減がみられ国民大衆の不満がものすごく出て来ている。直接国土建設の重要な任務を負っている全建労は「国土復興はわれわれの手で」と呼び続けて来たが、昨年の奈良大会以降の闘いの中では災害復旧、治山治水費の増額、請負の反対の要求を出し、郷土を水害から守ろうという地元の農市民、労働組合等の叫びかけに応じしつかり手を結んで大衆と共に闘いを進め予算獲得に全力を傾けている。

③ 賃下げは許さない、最低賃金8,800円を支給し、生活を補償させる闘い。

行政費の節約でいためつけられ旅費の二割天引、事務費の削減で仕事の連絡の阻害、手当の出ない、超勤、日額旅費の削減に加えて本年1月1日よりのベースアップは地域給の五分引下げにより実質的には旧ベースと何ら変わらず掛金、控除金額等が高額になつたため実質的には引下げとなつてしまつた。政府は新ドツチラインによつて本年は1銭の値上げもしないと言つているし、運賃、米価その他の物価はまず上昇の一途をたどりつつあり組合員の生活は益々困窮のどん底に追いこまれている。われわれは、超勤や旅費の赤字整理の実施を計つて完全支給の裏付け、格下げ反対、税金の引下げ、物価の値下げ運動、地域給の引上げ等々家族や一般大衆と共に実質賃金の向上を計り、成年独身男子18才の最低賃金8,800円の獲得に努力する、がこれらは全て29年度の防衛予算を粉砕し、平和経済を確し、建設省の治山治水費の予算獲得の闘いであり、これらを大衆の要求として労農市民と共闘する体勢を整えることに努力している。

(筆者 全建労近畿地区協議会幹事)

杭

説明書及び防潮
嵩上、盛土地帯
に於ける実績表
進呈

特許

武智式鉄筋混凝土杭基礎工
日信三角型鉄筋混凝土杭基礎工
コンポジット、パイル(長尺継杭)基礎工
測量・地質調査・地耐力測定施工

特長 砂利充填による特殊施工法
支持力強大。工事迅速。工費低廉

株式会社 武智工務所

取締役社長 福留並喜

大阪市西区西長堀北通四丁目宅〇 細野ビル三六号
電話新町⑨ 九九五〜九九八番

日本における建設産業職員労働組合の現状

ここに発表するものは、日建協（日本建設産業職員労働組合協議会）が、昨年、日本の土建界における組合の現状を概略的にまとめた資料である。内容は、建設業者数及び就業者、建設業関係労働組合、職員労働組合、日建協などにつき、その実態を、簡単ではあるが、示している。

こういった資料は、いままであまりない。また土建界の特殊性からして、その実態はなかなかとらえにくい現状にあるとき、一つの資料のあしがりとなると思う。こんご、土建界の組織化と民主化に、組合がどういう任務があり、どう活動がなされなければならないかについて、この資料はなお不十分であるが、これをあしがりとして、さらに正確な現状分析をおこない、土建界の民主化のために、生活を守るために、活動していただきたいと念願するものである。（編集委）

1. 建設業者及び就業者

日本においては、一件の金額30万円以上の工事を請負う建設業者は、建設大臣又は都道府県知事に登録しなければならない。

第 1 表

登録業者数 1953年 8 月現在

区 分	登録業者数
大臣登録（2以上の府県で営業するもの）	2,551
知事登録（1府県内で営業するもの）	51,970
計	54,521

次に就業者数は下記の通りである。

第 2 表

就業者数 1953年 6 月現在（単位千人）

	男	女	計	比
全産業就業者数	23,320	16,970	40,290	100%
建設業就業者数	1,190	150	1,340	3.32

註、建設業就業者数は季節的に変動し、冬期には30～40万人増加する。

第 3 表

地域別就業者数 1953年 6 月現在（単位千人）

	雇 用 者						総 数
	自営業主	家族従事者	経営、技術者	常用労働者見習徒弟	日雇労働者	計	
全産業	10,250 (2.54)	15,750 (39.1)	5,180 (12.9)	8,050 (20.0)	1,060 (2.5)	14,290 (35.5)	40,290 (100%)
建設業	360 (26.9)	70 (5.2)	160 (11.9)	470 (35.1)	280 (20.9)	910 (67.9)	1,340 (100%)

第 4 表

職業別就業者数 1953年 6 月現在（単位千人）

専門的技術的職業	50
管理的職業	40
事務従業者	90
販売	10
運輸的職業	30
採石的	10
特殊技能工、学能労働者	1,110
サービス業	10
計	1,340

2. 建設業関係労働組合

第2次大戦中は皆無であつたが、戦後激増し次の通りとなつている。

第 5 表

建設業関係労働組合及び組合員数 1952年 6 月現在

	単位労働組合数	比	労働組合員数				雇用労働者の組織数
			男	女	計	比	
全産業	27,851	100%	4,397,546	1,322,014	5,719,560	100%	40.0%
建設業	1,752	6.3%	223,553	52,274	275,827	4.8%	30.3%

以上の建設産業労働組合は、略々次の如く大別し得る。

a. 職員労働組合——主として総合業者単位の企業体別単位組合

b. 労働組合——
 総合又は職別業者単位の企業体別単位労働組合
 地域別労働組合
 公共職業安定所登録の非技能労働者の組合
 区、市、町村単位の技能労働者の組合

註、一般労働組合は単位組合が多いが地域別組合による全国組織もある。

建設業労働組合は、労働者の就業場所の移動性、農村よりの季節の出稼、知識水準の低き等のため、組織力も弱く、又組織率は全雇用者中の30.3%である。(全産業は40%)

3. 職員労働組合

日本に於ける労働組合組織のほとんどは企業体単位の発達をとげ、特に職員労働組合は全産業を通じて地域別職能別組織となっていない。

建設業職員労働組合も同様、企業体単位であるが、勿論使用者及びその利益代表者は除外されている。第4表において技術的及び事務的職業に従事するものが14万人となつているが、その中の組織人員は3万人乃至3.5万人と推定される。(組織率は、20%乃至25%)

他方職員労働組合は主として大規模綜合業者が多い。第1表の大臣登録2,551業者中の60%を綜合業者と仮定しても、職員労働組合を持つた企業体は更にその20%程度にすぎないであろう。

これらの職員労働組合はいずれも単位組合であつて、統制力をもつた上部団体に加入している組合はない。又これらの組合は企業体内において、事務、技術の職能に分化されておらず、又政治的には全く中立な状態にある

4. 日本建設産業職員労働組合協議会

第2次大戦直後、急速に増加した職員労働組合の全国的統一組織として1948年11月、全日本建設産業職員労働組合(加盟10組合、約9,500人)が組織されたが、執行活動の行詰りから1950年10月解散となつた。

次で同年11月、新たに著名有力業者の職員組合を加え各職員労働組合の連絡機関としての懇談会が持たれ、約4年間毎月1回の会合が連ねられた。

1953年4月、この懇談会加入22組合、組合員数1.5万人を以て、新たに日本建設産業職員労働組合協議会が組織され、現在に到つている。この協議会は拘束力をもつた連合体ではなく、連絡機関と連合体との中間的性格をもっている。現在、東京、大阪を中心に地区協議会がもたれており、つづいて名古屋、広島、福岡、札幌、仙台等、地方ブロック単位に下部機関が準備されつつある。又この協議会は現在何れの上部団体にも属せず中立的な立場にある。

この様に職員労働組合の強力な連合体が解散し、再び組織されない原因は主として次の点にある。

(A) 組織が企業体単位であること。

特に建設業の競争入札制度は各業者相互間の競争を激化させ延いては単位組合の協調を欠きやすい。

(B) 知識労働者の組合であること。

明確な労働者意識に徹しきれず、単位労働組合自体の組織力も弱められている。

(C) 封建的風習が残存していること。

生産手段の機械化がおくれており、非近代的要素が温存され職場内に於る身分的關係が比較的にあること。

以上の如き要因によつて、急速な組織統一が困難な実情にあるが、各単位職員労働組合及び当協議会は、団体協約の締結によつて、相対的な低賃金の克服、労働条件の向上、組織力の強化に向いつつある。(以上)

建築労働者の労働日数、労働時間、賃金

昭和28年5月

		常用(全日雇)(全合計) (職業平均)(職業平均)(職業平均)		
合 計	調査労働者数	109,898人	60,298	170,196
	1ヶ月平均実働日	21日	17	20
	1日当り実働時間	8.2時	8.0	8.1
	1日当り平均手取賃金	342円	283	321
定額制労働者	調査労働者数	94,561人	58,190	152,751
	1ヶ月平均実働日	21日	17	20
	1日当り実働時間	8.2時	8.0	8.1
	1日当り平均手取賃金	336円	279	314
出来高払制労働者	調査労働者数	15,337人	2,108	17,445
	1ヶ月平均実働日	20日	17	20
	1日当り実働時間	8.2時	8.1	8.1
	1日当り平均手取賃金	382円	401	384

(労働省統計調査部資料より作成)

着色オイル拭きの時代は過ぎました!

床の仕上り 艶出のフローリング

日本建築協会・関西建材会・会員

株式会社 ケントク 大阪市北区橋橋・産経ビル前
電話 福島 1546, 3507 番

綜合建設における職員給与実態表

1 給与体系

昭和29年1月分

会社名	名称	構成	全額	基準内給	基準外給	定時取
安藤組	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当		9,650 8,830 1,253 1,200	20,933		20,933
鴻池組	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当		7,553 8,948 1,513 930 1,804	20,778		24,023
高野建設	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当		12,309 1,050 896 943 277	12,309	3,166	15,475
井上工業	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当		9,979 6,042 1,496 1,454 1,039	20,010		21,100
鉄道建設	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当	特給(本給×20%) 甲地10%、乙地5%、丙地0 第1人者(1,920)1人増=付(384) 勤続10年以上 500、5年以上 300 理事 12,000 参事 7,000 社員 A 6,000 C 4,000 E 1,500 B 5,000 D 3,000 F 800	9,833 1,046 1,660 163 3,994	16,696		17,976
藤田組	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当	甲地 本俸×40%、丙地 本俸×30% 乙地 本俸×35% 妻 1,000、第1人 700、その他 500	13,704 5,127 1,319	20,150		22,768
西松建設	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当	北海通居住者ノミ	37 672 56 292 1,516	2,618		24,293
竹中工務店	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当		22,074	22,074		24,274
馬淵建設	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当		15,101	15,101		18,621
清水建設	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当	妻 800 両親、子女 400 地区差	22,384 1,257.15 192.20 2,355.85 359.72 416.50 35.04 64.42 16.33	23,647.15	3,440.06	27,081.69
大林組	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当	A 5.1A + 2,250 妻 650 子 350 親 150 (加給+家族手当)×地域率 A地区 0.03 B地区 0 理事 2,000 参事 1,000	3,073 17,922 937 385 136	22,453		25,125
戸田組	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当		2,680 1,340 16,642 838	21,500		26,110
大成建設	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当		14,890 5,960 1,540 510 700 130	23,730		25,125
間組	本俸手当 家族手当 住宅手当 通勤手当 超過勤務手当 別居手当	勤続7年ノ者=ハ月給 300円トシ " 1年ヲ増ス毎=50円追加 本給×3.7+3,000円 妻 1500 子女及父母 1,000 他 600 拘束時間ノ現給勤続者=対シ 1ヶ月 本給ノ3割ヲ支給 本給×0.5 本給×0.5	3,242 250 14,995 2,780 616 1,621 1,621	25,125		25,125

2 年末手当、1人平均額(税込)

会社名	年末手当	会社名	年末手当
安藤組	60,000	竹中工務店	48,562
鴻池組	12,483	馬淵建設	18,027
高野建設	28,570	清水建設	54,500
井上工業	24,582	大林組	53,000
鉄道建設	41,220	大成建設	42,000
藤田組	25,145	戸田組	35,150
西松建設		間組	50,250

3 実態調査表

会社名	A 旧専卒 勤続5年 26才夫婦	B 旧専卒 勤続8年29才 夫婦、子1人	C 旧専卒 勤続11年32才 夫婦、子2人	D 旧専卒 勤続17年38才 夫婦、子3人	E 旧専卒 勤続30年54才 夫婦、子1人	備考
安藤組	15,415 (28歳7年)	20,560 (32歳18年)	23,310 (35歳12年)	37,114 (子1人15年)	48,000	A…勤続4年 E…勤続28年58才
鴻池組	20,987	25,135	30,888			
高野建設	15,584	16,950				
井上工業	12,500	14,940	19,270	30,340	43,270	
鉄道建設	12,420	19,904	23,088			C…勤続10年
藤田組	16,400	22,060	24,740	35,740		
西松建設	18,688	22,608	26,747	35,758	56,448	
竹中工務店	16,000	18,000	23,000	31,000		
馬淵建設	16,980	21,520	26,730	33,000	47,820	
清水建設	15,868	20,606	25,218	33,645	52,995	E…理事 B…年令31才 C…年令35歳
戸田組	16,794	21,657	31,328			
大成建設	16,480	19,110	23,760	34,280	58,470	
間組	18,781	23,064	25,981	38,510		

左官協同組合の実状

大阪府左官工業協同組合

播磨谷松次郎

わが国の企業の圧倒的多数が零細企業の上になりたつている現状からいつて、その利益を守る上からも、協同組合の動きに、われわれは注目しなくてはならない。とくに土建界はいわゆる親方・職人（この言葉は誤解を招くかもしれないが）の生活とその動きをする上にとつて、協同組合の実態をしる必要がある。左官、塗装、建具、板金、管工、石材、砂利、とび工など、およそ土建界の協同組合の業種は多岐にわたつている。

われわれは、これらのうち、4〜5種の協同組合の動きをけいさいする予定であつたが、残念ながら、左官協同組合だけの紹介にとどまつた。しかし、左官協同組合を通じて、土建界の職人の実態の一端をしることができると思う。たとえば、組合事業としては、どういふことをおこなつているか、また、こんごの企画はどういふところにあるかということが不十分ながらわかるのではないかと思う。最後に協同組合が小企業、親方・職人の生活を守る上に十分な発展をされんことを切にのぞむ。

大阪左官組合の歴史

安政時代に、大阪壁仲間（現今の左官組合）が有り、年寄2名（現今の相談役）世話方5名五人組を称し（現今の理事）（古書）、明治8年に大阪壁組合が有り大阪府の許可制時代が有りましたが（木札）、其の後明治大正年間には大阪の左官組合は中絶しておつたようであります。しかるに昭和初年度頃先輩の豊田氏を中心に同業者の方々が、二三度左官組合の設立運動もされたが実現に至らなかつたのであります。昭和9年にいたつて現今の大阪左官組合が結成されました。

本年は創立20周年に当りますので、20年前を顧りみますれば、昭和8、9年は建築界の不況時代と申しますか新設工事も少なくおのずと建築諸方技能工の賃金も低下し、各技能工の生活不安定をもたらして不安状態が続き近代建築すなわち野丁場を主として従事する左官技能工の中堅所謂当時の割頭の苦勞は一通りでは無く、愈々如何様とも生活安定策も無く何んとか食へる様にしておしとい、中堅代表が15人程いろいろと対策に付き協議調査しました。そして、一般の標準賃金が2円なるも野丁場は全部手間賃請負制にて最低1円30銭、最高1円70銭、平均1円50銭となりたるも、我々同業者の組合も無く連絡の方法も無い。そこで技能工の中堅が、協力運動に依り主たる左官請負業者30名を目標に長堀橋北詰大市において左官工生活安定策協議会を開催して、25名の出席のもとに種々実状に付協議した結果、技能工の生活安定策は吾々同業者の団結の外無しと一致し組合設立委員を結合し種々準備上天王寺公会堂において大阪左官組合の結成を行いました。其の後総合請負業各社に書翰をもつて技能工賃金と生活状態の実状を訴へ、6ヶ月後に左官手間賃標準2割上げ方を懇請して、各社共非常に御理解

有る御協力方も得、左官組合総立6ヶ月にて完全左官技能工の生活安定を見たことは吾々一生の思い出の一つであります。今回顧れば現今の1500、即ち2円也の賃金にて大阪全市の左官技能工の生活が安定したるは嘘の様な話にて感慨無量の至りであります。

大阪府左官工業事業組合の現状

我々左官組合も建築関係各位の御協力と御支援を得て年と共に充実に向いつつあります。御承知の如く我々、官業者にも種々の法規が適用され、これが事務処理を各自に行いますれば相当能力ある事務員を置かざるを得ず従がつて経費も加重され一部を除く外大部分が困却しました。結果は業務に専念も欠き左官技術の向上も進歩研究も無く、徒に事務処理に勞し勝に成るかと思われましたので、これが対策として本組合は率先して各関係官庁と連絡を密にして事務代理を行い、組合員が安心して業務に専念し得るべく努力と実行を行いつつあります。

主たる組合事業を述べますれば

1. 労働基準法に関する一切の指導及取扱い事項
2. 労災保険に関する申請及適用に関する事項
3. 職業安定法に基く労供に関する一切の手続
4. 経理指導及び実務指導事項
5. 建築業者登録に関する事務指導一切の手続
6. 労務加配物資に関する申請手続及び受給事務
7. 日傭労働者建築保険加入及受給一切の業務事項
8. 技術の向上指導及使用材料の性能研究普及
9. 各使用材料の製造工場の見学と連係
10. 全国的左官企業の発展のための連絡

以上を実行しつつありますが、これが組合員の事務経費の軽減は相当なるものと思つております。

左官協同組合の今後の計画

我々の組合も本年で総立20周年に当たりますが尙且つ建築工法の進歩に即応し得べく種々対策を練つて居ります。去る2月2日第一野村ビル7階の有恒倶楽部におきまして各建築関係官庁及び総合請負業者の主なる各社並びに左官材料の主たる製造各社等多数の御来場を得て、組合総立20周年の記念事業の一端として左官技術研究懇談会を開催いたしました。その席上で本組合の事業計画について種々説明致しましたように、左官工法の未進歩性について遺憾の点が多く、これが対策として本組合としましても、種々計画を致しておりますが、何分経費の関係上徐々に実行したいと考えております。計画の概要を申し述べますれば、

1. 左官技術の向上に関する研究と対策
2. 壁体故障防止の研究普及
3. 使用材料の性能の研究普及
4. 種別調合方法と数量の計算
5. 使用材料の現場に置ける取扱注意事項

6. 各種施工方法の研究明記
7. 機械化能率と経済的な研究
8. 水固性材料に依る短期工法の研究
9. 研究部と見本陳列場の設置
10. 技能工の養生に関する対策

以上等の計画をしておりますが、これが全体に最も関係の深いのは左官施工見本と各種別調合方法と施工方法であります。この数は近代建築用として約150種類程に成ります。たとへば種々の工事に即応出来得るABC即ち第一種工法第二種工法第三種工法の如く種別調合方法と施工方法等下地の種別に応じ、仕上施工方法に至る迄で詳細なる現品見本等を添へ付け建築注文者の意に応じ得、しかも正確なる調合方法と施工方法と材料の必要量の計算方法と単価記入のパンフレット等を設置いたせば自然左官技術も向上し工事と注文者の意に即応したる正確な工事施工が出来得るものと考えられます。以上の様な次第で1日も早く実現したいと努力しております。

(筆者 大阪府左官工事業協同組合理事長)

◇土建労働者はめざめている◇

(26頁より)

土建労働組合の活動面といえ、第一に日雇健康保険の適用が、2年ごしの運動の結果、不十分ではあるが、かなったことだ。これは、登録された日雇労働者のみが加入できる健保であるが、5人以上を労働者を雇っている事業所があつたことができる。しかし、それ以下のところではあつたことができないので、組合が一種の事業所となつて組合員のためあつたつて。前2月のうち合計28日以上働いたとき給付権利がでるが、しかしそれ以下の実働日では給付がでない欠点がある。また職人には入会をしたいという人が多いが、入会は適用されないようで、職人労働者はこの枠の拡大をのぞんでいる。

ところで、この日雇健保には傷病手当金がない。

したがって、医者にかかれるが、病気で治療するとすれば、仕事は休まねばならず、賃金がもらえず生活費がはいらない。水だけのんで寝て治療せよというようなもので、いきおい本当の治療をうけることができにくい大きな欠陥がある。

医療施設面では、組合の自力で診療所を建設し、厚生施設にも力をいれている。労災保償の面では、べつに労働組合としての契約をおこなつて労災保険組合を作り、また共済部なども別個に作つて、ケガしたり死んだときは助けあつていようである。

金融の面では、組合として労働金庫に加入し、万一の場合労働金庫から金をかりすることもできる。

その他、労働条件は、1日8時間というように他産業の労働協約のようにきまつていない。施工、仕事の都合

その他によつて、長時間働かねばならぬ場合が多い。また、働く意志があるのに、休まねばならぬこともあるこれはまた賃金の場合も同様である。しかし、組合としては、賃金協定をきめて、お互の生活を守るため、安い賃金で請負わないように一般の職人にも働きかけている。実働日は月平均22、3日というところである。

以上が、甲南土建で聞いた話だ。土建労働者は昔のごとく浮動的で、組織がなく、封建的だといちがいにはいわれない。戦後の苦しい生活のなかから、民主主義的自由と生活を守るために、団結してたたかっている。(土建総連のほか「全日土建」その他の全国的組織や、地域的な組織もある)。全国で、常用労働者と日雇労働者は全建設就業者数の約8割をしめるという大きな土建労働者は、いまだ一部とはいえ、めざめつつあるのだ。

土建総連では「建設労働者」という機関紙を月2回発行し、土建労働者の統一はできるとがんばっている。さいごに同紙第112号にのつている土建総連書記長唐沢氏のつぎのことばを記して、土建労働者の生活と労働条件の改善をめざし、民主主義的自由を獲得するため、こんごの土建労働組合の発展をいのつてやまない。

「組合の指導者の多くが、実に熱心に活動し多忙のなかにもよく勉強学習していること。それと同時に組合員が1人でも多くなかまをふやし、自分達の組合を強めることに自信をもつてたちあがつていること。ほんとうに組合員の日常の生活のなかから、斗争方針を打ちだそうといういわゆる大衆路線への努力が真剣になされている」

建設職員座談会

土建界の労働問題を語る

日時	1954年3月8日 午後3時～5時半	出席者	(アイウエ順)
場所	建築協会朝日ビル事務所	飯田	(編集委員)
主催	編集委員会	伊藤	(清水建設)
		太田	(間組)
		梅田	(大林組)
		中村	(編集委員長)
		西尾	(大成建設)

未組織労務者の問題

- E 建築の労働問題は他産業に比し、いちじるしくおかれているが、その根本原因はどこにあるか、雇傭関係命令系統、労働条件、給与、厚生施設、こんごのあり方などのことについて、本日は腹藏のない意見をかわすことができれば幸いと思う。まず最初に、労務者と社員との関係について……。
- A まず労務者の雇傭は2通りある。他の会社は知らないが、私の会社では、直傭制度と下請制度との2通りがある。
- D 私のほうも、雇傭制度は、昔のごとく大部分が下請制度になっていて、直傭はすくない。
- A ほとんど下請制度に返っている。したがって、命令系統は、会社——現場——下請——一般労務者へと伝達されている現況だ。
- C 私のほうも、下請を中心にしたほうがよいという考え方があつた。所要労働力を集めるのは、下請に一切まかしている。
- D 下請のほうも自分の力をあん分して仕事をとつている。
- C 賃金は月2回払いで、出来高払いだ。
- D 労務者の毎月の実働日数は20日～24.5日ぐらいで、賃金は1日600円として、月12,000円～14,500円ぐらいというところ。
- B 実際は請負形式によつて、能率をあげれば、もうすこし収入があるようだ。
- E 下請の中間搾取といったようなものは？
- A それは、しだいに、影がうすれているようだ。労務者の意識も向上し、その方面の知識ももつてきているので、昔のような中間搾取はすくないと思う。
- E 労務時間、労災のほうはどうか。
- B いちおう、取りきめはある。
- A 労務者は下請と契約を絶んでいる。労働災害の保障等は元請でやり、手続はぜんぶ下請でやつている。
- ところで、社員と労務者との関係だが、両者は別々だという感がある。ハッキリいうと、つながりがない

- C 実際、土建産業というものは、第一線の労務者が組織化されることが必要だ。しかし、現在、自分らの社員の問題で手一杯で、労務者の組織というところまで手が廻らない。もちろん、「安全」という問題については、労務者のために対策を講じている。
- E 建築産業の技術が高度に発達し、いいものを造りあげていくためには、第一線の下請的な労務者の組織化は必要だが、いまのところ、「わからない」というところだね。社員との間の問題はそのほかに何か。
- B 両者は対立的なものではないのかと思うが……。
- C 現場にいくと、デリケートな問題をふくんでいる。
- E というと、社員は、会社側に対しては労働者、いっぽう、現場労働者に対しては会社側、というような二重人格的だといえるわけか……。
- B 対立といつても、とくにとりたてるような摩擦はあらわれていないが、社員が労務者の組織化を援助する点について、いぜん、総司令部のエーミス労働課長から未組織労働者を組織せよ、社員組合もそれを援助せよと勧告があつたが、その後シリ切れトンボだ。
- C しかし、現状において、人権の問題については、共同の立場にたつているので、はなはだしい二重人格ではない。
- F 対立というが、しかし、職員はあくまで職員であつて、労務者が組織され賃金が上つたとしても、自分らの賃金がくわれるわけではない。本質的に両者は対立しているわけでない。
- B 建築の場合、工場生産のように機械が生産するのではなくて、人力が生産するようになっているので、労務者にもつともひどいシワよせがくるわけだ。
- E 未組織労働者が組織化されると、建築生産にどのような影響があらわれてくるか。
- C それには、日本の土建産業の後進性を考える必要がある。つまり、安い労力を使うほうが安上りだという点がある。したがって、組織化は早急にできないと思うが、そういった後進性をなくすために、早晚組織化されることをのぞむ。なお、私は近代建築には、組合

と機械化との2つの支柱がなければならないと思つて
いる。

B ところで、労務者の組織といつても、いわゆる自由
労働者の組織とちがう。今は下請が養成しているよう
だ。技能工としての職人の組織というところだ。

E 親方と子方＝職人との関係は？ たとえば、現物貸
与によつて、しぼりつけるというようなことは？

D' A 現物貸与によるものはほとんどないようだ。た
だ賃金の前貸はあるようだ。しかし、これは下請内部
での話である。

D 賃金は、仕事をもらつたとき、1日で仕事をやつて
いくら、という場合と、3人1組でこれをやつていく
ら、という場合と、支払い方に2通りある。

E その3人1組でいくら、という点に、親方に搾取さ
れる可能性があるわけだ。

B 請負制度の場合、賃金を職人にだすとき、子分にい
くら分けるということによつて、親方の収入がいくら
かがでてくる。したがつて、年少者を使うことのほう
が有利だから、必然的に年少者を使うことになりがち
だ。

E 土建界における政治献金とかいう金は、いつたい、
どの搾取面からでてくるのか。

C 苦しい労働とか搾取が、ちくじ下へ下へとシワよせ
がかかってくる。しかし政治献金は、土建企業だけ
にかぎらず、どの企業だつてある。

B もともと、工場等の建築についていうと、工事費と
機械設備費の関係をみると、お話にならないぐらい、
建築費はすくない。

C 施主にむしろ文句をいいたい。すくない費用でやれ
というような施主にこそ、責任がある。そこに大きな
ガンがある。

E では、手ヌキという問題は？

C 大企業の場合、そう手ヌキはできない。

社員の問題

E 労務者の話はこれぐらいにして、つぎに、社員の問
題に移りたい。社員の問題には、いろいろあると思う
が、大きな会社の組合から小企業の組合への呼びかけ
とかいつたものはやつているのか……………。

一同 大なり小なりやつているが……………。

E 組合のあるのは、建築全体からみて、どのぐらいか

B 組合のあるのは、現在ごくわずかであると思う。

C 「日建協」の組織が現在あるが、なかなか、みんな
の意見がまとまらない現状だ。

E 社員がいろいろと交渉する相手は、純資本家か？

C いや、むしろ、私のところでは、交渉相手には本当
の資本家というものがない。いわゆる資本家らしくない
資本家だ。社員上りの資本家が多い。われわれは、

むしろ、かれらに資本家精神をもてといいたいぐらい
だ。つまり事業主として……………。

B 資本家でないというのは、組合が会社と団体交渉を
する場合、資本家側は組合のようにまとまつていない
いいかえれば、ルールに合はないケンカになりがちで
あるという現状だ。

E 土建界の労資の闘いにおいて、労働者のほうにヘゲ
モニーがあるのか。

B そうでもない……………。

C 実際問題として、土建界の組合は、実力行使ができ
るか大きな問題となつてくる。仕事をもらう上におい
て、さしさわりがついてくる現状であり、そこに土建
組合の限界があるようだ。「日建協」なども、なかなか
前進しないところにそれがあらわれている。

A つまり、一種の御用組合化しているという感じをう
ける。というのも、そうなる環境にあるわけだと思う

E 給与の面は？

C 他産業に比して、そう悪いものではないようだ。いま
のところ「食えん」という賃金ではない。しかし、
土建界に働くものの特殊性として、たとえば山間へき
地でも仕事しなければならぬということを考慮にい
れれば、決して賃金水準は高いとはいえない。

B 実際は、戦前にくらべると、60%ぐらいのところに
達しかねる。

D けつきよく、「食える」ということは、もらつただ
けでやむなく食つていつているということだ。

E 建築の場合、設計料というものが問題になるが、設
計料は給与のなかに入っているのか。

A 諸賃金額のなかに入っているようだ。

D 設計料は、諸経費のなかに入つてしまっている。作品の
価値判断によつて、いくらでももらえるわけだが、け
つきよく、利益のなかに入っていることになる。

職員組合の問題点

E いま、組合でもつとも問題になつているのは何か。

C 私のほうは「民主化」ということが一番重要問題に
なつている。たとえば、組合弾圧のために、右翼の勢
力を利用しようとする、そのような逆コースに対して
民主的なやり方にもつていかなくてはならないと思う
最近、東京でも、そのような右翼の逆コースがあつた

A 私の方は特別にそういうことはないが、そういえば
そういう風に解釈されるふしがある。けつきよく、組
合がもつとしつかりすればよいのではないか。

C その対策として、組合の組織の力をもつて、この右
翼化に対抗するよりしかたがない。もし、そういう逆
コースがあれば、厳重に会社に申し入れするつもりだ

E 「民主化」ということは、もつと具体的にどうい
う点にあるか。

C それは、土建産業の経営陣というものは考え方が古い。人間人事の新しい機構や、工事の進め方についても古い。こういつたことを考え直させていくことだ。つまるところ、土建産業のおくれている地位をなくすことにある。たとえば、われわれは、時間内に能率をあげることを考えるが、やむなく時間外にわたることが多い。もつと人事関係をうまくせよ、と再三いつている。こういうことによつて、誤つた経営を直していくよう、組合の力で実行している。

B 私のほうでは、「労働条件の維持改善」が一番大きな問題だ。労働協約を会社側と結んでいるが、逆コースに戻ろうとする現在、いままでの労働協約の既得権利を守ることがこんごの重要な問題になつている。それをさらに改善しようというのであるから、それには相当の困難が予想される。これには、各単組のまとまり、横のつながりが必要だ。しかし、各組合の集りの場に、商売上の競争意識をもちこんでくるような点があるぐらいだから、もどかしいことだ。

C 他の産業の組合、たとえば全銀連などは横のれんけいをとつているが、土建産業はなかなかとれにくい。お互にかくすところがある。階級意識が徹底していないとか、とかく企業組合のようだ。しかし、組合の発展のためには、横のれんけいがぜひ必要で、お互に手をたずさえていかねばならないと、痛切に感じている。

E では、つぎに福利厚生面について、何か……。

A この問題は一番おくれていると思う。たとえば、最近とりあげられている「住宅の問題」にしてもそうだが現場では、分散しているので、支店などのように定まつていないのであろうが、現場にでている人には、ほとんど住居の恩恵がない。この点、現場の人々に大きな不満がある。

C 私のほうでも、福利施設や住居の問題は、職員組合の大きな関心になつている。しかし、これらに対する経営者側の考え方がおくれているので、先程も申しあげたように、これらを一切ふくめて、「民主化」の線で進めている。

F 建築事務所に組合がないようであるが……。

B その点に関して、話は先ばしるが、将来、建設産業の組合では、技術系統と事務系統との2つの組合に分れていくのではないかと思う。現在では、それが、いつしよになつている。

C 建築事務所は一種の徒弟制度のようだ。名人きどりだ。給料が安くてもよい、弟子入りしたいという人もいるぐらいだ。

B アメリカでは、建築事務所そのままの組合でなく、技術者だけのユニオンがある。一つの仕事がある場合ユニオンから派遣されるという形態がある。

C そういう形態は日本でも必要じゃないのか。

B 日本では、協同組合というのがあるが、あれは親方または企業の組合だ。

施主に対する働きかけ

E 話はかわるが、建築における国家の社会的な政策はあるか。

B ビル建築抑制というのがあるが、これは手段として感心しないと思う。不要不急のもの以外はどんどん建てさせればよいのじゃないか。

E 建築基準法などについて……。

C 労働問題と直接的に結びつくと、現場の監督者はひじょうに非民主的のようだ。また、施主側からの監督者は、人格からいつても、技術能力からいつても、低い人が監督しているところにも、大きな矛盾がある

F しかし、基準法による監督はそうマイナスだと思わないか。

C 組合の観点からいうと、同業職組の横のれんけいと共に、施主に対して、なんらかの働きかけを活潑にする必要がある。契約という点にも問題がある。たとえば、施主のところへいつて、あの会社の組合はどうかのこうのと話す人がある。そこの組合は盛んだから危いぞ、というようなことをいつて契約をこじらせる。本当は健全な組合があつてこそ、本当の経営ができるのだ。

B 給与ベースでも同じだが、こんご、組合としても、施主にその内容をつかんでの上で比較検討してもらうようにすべきだと思う。

こんごのあり方

E では、労働問題について、こんごのあり方、希望といつたことについて一つ……。

A とりたてていうほどのものはないが、現在やつていことに、まだまだ力を注ぐ必要があると思う。

C 職員組合では、組合の書記など専従者があるが、それ以外は、ぜんぶ会社の仕事をやつている。このように会社の仕事をやつているので、組合だけの運動をすることは困難だ。現在では、先程もいつたように、同業職組の力を強めることだ。

D その力をもつて、施主に対しても一丸となつてぶつつかることだ。

E 現在、日本で軍事基地など沢山つくられているが、これには、土建が参加している。この点はいいことなのか、どうか。

A 実際に、よく考えてみると、土建界では、たとえばうちの社長の年頭のあいさつでも、今年はMSAによる工事量の増大を期待している、なかには、一つ戦争でもあつたら、軍事施設の工事がふえると期待している人が、あるいはいるかも知れぬ。しかし、こういう

ことは、ほかの人の生活を苦しくするのだから、MS Aなどは、私としては、いいとは思わないが、食うためにはやむをえない状態だ。

C 組合として、再軍備反対とかの大きなことでなくとも、もつと身近な具体闘争がある。現在、われわれの周囲の問題がある。反米、反吉田とか、反再軍備の動きは、いまのところでない。

A しかし、組合としては、こんどの疑獄事件などにももつと関心を払つてもいいと思う。

また、軍事施設の工事は、全産業が拒否しなければなんにもならない。一つの企業が拒否しても、他がやる現状だ。

C こういった問題は、十指の大企業がきちんと手をくめば、阻止することができるが……。

こんな問題でなしに実際企業がやつていくためには民間産業をおこすことが肝要だが、先程もいつたように、施主に対する分析・対策が必要だ。

B 特定の業者でないと仕事をやらさん、という「施主」があるが、弊害がおきやすいんじゃないかと思う。そこにもガンがあるようでもある。

C 実際、日本は市場の狭隘がある。仕事をとるには、市場問題を考えるべきだ。民間産業がきりつめられると、活路をどこに求めるのかが、問題となつてくる。

A 土建は、それを戦争によつてもうけたことがある。もちろん、企業がふとつても、働く人の条件が良くなつたとはいえない。

F 海外への技術輸出なども、土建産業は考えるべきではないか。

A ところが、アメリカ軍の工事、たとえば、沖縄工事などで、ジョイント・ベンチユアで仕事をやつたが、実際にあまりいいことはないようだ。施工面では進歩したらしいが……。現在では、大きいところは、みな引きあげている。

F けつきよく、平和的に市場を開拓していく方向をみだせば、ひじょうにいいのじゃないか。これには、平和経済へと組み直していかなくてはならないと思う

E では、この辺で……。どうも、いろいろと有益なお話をおうかがいして、ありがとうございました。

(文責編集部) 以上

—建築労働問題メモ—

X.Y.Z.

1. 日本に於ける社会の構造は半封建性と呼ばれる程おくれた基礎の上に近代的産業が跋行的に発達している。その近代的産業の中には完全に近代化された重工業等もあるが、多くの産業は封建的な手工業を下請としての搾取上に榮えている。中でも建築産業は産物たる建築物が近代的豪華な巨大ビルディングでもその使われている機械も古臭くなくづく労働者はその雇傭関係、賃銀、再生産過程に於て最も古く封建的な制度が強く残っている。特に敗戦後半殖民地状態に迫込まれて、建築産業も強く之を反映しその後進性と相俟つて植民地的性格を露骨に呈出している。

2. 今日の建築労働問題を分析するに二つの全く異つた問題が錯綜している。一つは建築会社社員の組織労働者の諸問題、他は下請の末組織労働者の諸問題である。第1の社員は業主に対する身分、待遇、給与、福利厚生、労働時間、退職金等の問題であり明らかに労働者の立場をとるが、現場においては之等社員は一変して業主の立場をとり下請の労働者と対立する。第2の下請は封建的な徒弟ギルト制的な親方と対立しながら、現場においては親方と共に社員に対し労働者の立場をとる。この場合一親方の下の労働者間には何の労働者組織もないと共に同じ現場で働く各種下請労働者

間にも何んの連繋もない。

3. 建築産業の性質上業者間の斗争が激甚で、この為には業主も使用者も一体となつて他の業者と対抗せねばならぬ処から労働者の横の連絡はつき難い。この故に全建築労働者組合の如きものは発達しえない。又仕事の能率を増大するためには敢えて封建的な下請制度を採用する方がよいという。下請関係の全末組織労働者を裏切る如き方策をとらざるを得ない組織建築労働者の二重人格の立場も今日の日本の段階ではやむを得ないことである。

4. 更に建築産業は生きんがため、日本を再び戦禍のるつぽへたたきこむ再軍備に協力せざるを得ない立場にあり、労働者として平和を希わざるはないにも拘らず、再軍備に協力するという矛盾にある。更に日本を植民地に追込む米軍の基地建設にも挺身するという日本国民として最大矛盾の担手でもある。

5. 建築産業に使用される機械類が高度に発達し、従事する労働者の危険を減少し衛生を確保し、充分な給与と休憩を与えると共に、真に世界平和に貢献できる日の来らんことを願うは均しく全日本民族の願いであるが、之が達せられには先ず、建築従事の労働者が自覚し互に手を握り、強くなることが必要である。

土建労働者の実態とその活動

わが大阪建設労働組合はかく闘う

菅 野 勇 利

いかなる建物にしても、現場にひびくハンマー、シャベルの音のなかに、あるいは造形美をもたらす壁体のタイルのなかにも、その建物がつくられていくなかには、なにひとつとして、土建労働者の労働の苦しさがおりにこまれていないものはない。土建労働者の労働こそは、建物形成のもつとも重要な基礎条件の一つとなるものである。しかるに、われわれは、あまりにも、この土建労働者の実態をしらず、また土建労働者の向上のためにつくしていないと思われる。このようなことで、いいとはいえない……。

かようないみで、ここに、とくに大阪における土建労働者の組織である「大阪建設労働組合」のおこなっている活動をおしらせする。これによつて、土建労働者の実態をしつていただいて、その運動を支援されんことをのぞむものである。

1、あらゆる労働運動のなかで土建労働運動が困難にして苦しい運動は少ない。それは長年培養されてきた封建と従属の思想が一朝一夕にして打破、崩潰せしめることの困難さにあり、固定した職場を持たぬ、いわゆる自由労働的な労働環境、条件においてはなおさらである。

幾度か闘われ、幾度か失敗した土建労働者の労働運動から次のごとき諸問題があることを知らされる。

(一) 職場の不一定 土建労働者の大部分は直雇化されていらない。すなわち一工事ごとにより集められる日雇労働者であつて工事が完了すると四散していく。そのなかから極少数の徒弟、従属されている者以外は自由に職場を選択移動していく。このことはその労働価値が職場によつて異なることをも意味しており、常に不安定なる状態のもとにおかれている。

(二) 徒弟制度の弊害 土建労働者の技能が一朝にしてなりたつたものでないことはいふまでもないが、一方その技能は労力労働に限りなんら昔日以上の進歩を遂げるに至っていない。それは建設業界特有の徒弟制度における、いわゆる親方が弟子を養成する技術継承の社会においては当然のことであり、建築技能等においてはむしろこの方法が正しいとする考え方が知識人の間にまで滲透しそれは非常に根強い勢力とさえなつていいる。

またこの制度のなかでは中間搾取が公然として行われこれにより生活を営んでいる者も相当数にのぼるといふ有様である。

(三) 野丁場と町場の相違 土建労働者といちがいにか考称しているが、この職種は20数職種にわかれており、さらにその従事する作業内容によつて野丁場、町場、堂宮等とわかれており、これらの労働者は技能の上からも日常生活態度からも多くの相違点を有している。

(四) 使用者と労働者の区分 今日の建設業界における使用者と労働者の区分は困難なる問題である。法人業者および事務職員を有するような大業者は別として小業者に至つては彼等自身がある時は使用者の立場に立ち、またある時は労働者の立場にある。このことは労働者側においてもしばしば見聞するところにして現行諸法規上からも明確なる線を引くことは現在の機構のなかでは困難であるといわねばならず、さらに大工事下においては職員と現場労働者の関係が応々にして労使のごとき対立を生ずることがある。

大略以上のごとき諸問題を解決した上にこそ、始めて真の土建労働運動は打立てられるのであり、その日こそ建設業界がまた一変する日でもあらう。

1、大阪建設労働組合結成の動機も他の土建労組が辿つた道と大差なく、昭和22年3月大阪府建築工業協組(現大阪府建設業協組)の指示により同南支部が労務加配物資獲得の必要上、労働組合の組織化を計画、業者に使用されている労働者のなかから7名を選んでその組織化を委嘱したに始まる。今日の大阪建設労働組合はこの7名から発足したものであるが、また今日大阪府下における土建労組の大部分が壊滅したなかになお長足の進歩と運動を進めることに成功しているのは、この当時から独得の組織方針がとられたからでもある。

土建労働者には地方へ行けば行く程、何等かの組織を持つていいるものである。それは太子講でありまた親睦会であり、さらに戦時中労務報国会に強制組織化された残骸は各地方に残存し当初協組はこれが労組への改組を計画していた(当時協組下に組織された21支部の大半は改組により発足)、7名の準備委員は若さ(平均年令23才)と情熱で与えられた労働運動ではあつたが、あらゆる点

から検討を加へ個人加入の方針を立て一人一人を組織化していくこととした。組合規約においても協組から指示されたものとはおよそかけはなれた独自の案を作成、また組合の性格においても協組側の計画は無惨にふみにじられる結果となつた。

この事は6月22日大阪市南区田島町元傷夷軍人会館における結成大会(参加労働者43名)に出席した協組代表の挨拶によつてもこの間の事情を窺うことができる

「南区に於ける労組は幾度か結成されたが6ヶ月以上その組織が続けられたことはない、この組合もまた6ヶ月は持つまい」と。

1、大阪建設労働組合苦難の道はその前身、大阪府建築工事労組南支部結成当日から始まつた。7月16日21支部による大阪府建築工事労働組合(組織人員2000名)同18日18職別労組に依る大阪府土木建築労働組合同盟(組織人員1万名)へと発展を遂げたが、この間労組結成に従う業者の思考を端的に表明した一事件が発生した。

同盟結成大会には18協組理事長が出席、会議はすべて彼等の手によつて運営され、初代会長には板金協組理事長が自選するという暴挙振りで、当日出席した代議員を驚ろかせ、結成大会から退場騒ぎを起す結果となつた。この退場騒ぎから会長選出を断念せざるをえない結果となつた業者側は約20日を経て、会長は職頭の大工からという理由をふして建築工事労組に廻つてきた。

名目にすぎない会長、同盟の事務一切は職別協組連合会専務理事の手に握られ、彼の行動には常に業者の目が光り、本来労務加配物資獲得を目的としての組織である以上、その運動のおもたるものは加配物資の配分にある組合員からの配分に対する数量、割当の公開要求に対しても会長自身遂にその帳簿を監査することのできない状態におきかえていた。建築工事労組においてももちろん外部よりの一切の通信は専務理事の監査後でなければ労組役員には廻されず、その大半は闇に葬られた。会議は協組事務所で行なわれ、協組幹部監視のもとにおかれまた労組役員もその大半は傀儡という状況のなかで正しい労働運動を貫徹こうとする少数の同志は地道に一つ一つの問題を取上げ解決しようと努力したが、11月1日、止む処を知らぬ協組幹部の弾圧、干渉は日本建設労働組合総連合結成大会に出席した組合長の解任、後任には組合に関係のない傀儡を強引に任命、顧問として専務理事、労務担当者の就任を強制、労組側が投票までして決定した候補を否認すると云う暴挙をあえてなしたのであるこの間南支部は独自の運動を進め組合員も順次増加(最高時127名)し、協組の此の暴挙にはまづこうから反対代表を選んで数度にわたる交渉を重ねたが、反意させるには至らず、正しい労働運動を貫徹く為遂に脱退を決意昭和23年2月4日大阪建設労働組合への改組となつたのである。

当時の南支部組織内容を調べると、

組合は土建労働者の個人加入を主としたが当時南区内居住労働者は50余名にすぎず、その他の組合員は区内業者に使用される常雇、臨時工であり、従つて此等の労働者は業者に使用されている期間は組織に入つたが他区の業者に雇傭されるとただちに脱退するという情態(当然と考えられていた)にあつたので、日々其の事務は煩雑をきわめ、従つて強力なる闘争は何一つ組立てられない有様であつた。

1、業者に抗して打立てた大阪建設労働組合の参加人員は種々の弾圧から74名に減少したが、一時に多数の脱退者をださざるをえなかつた新組織はこの苦境から新らしい土建労働者の組織方針を打出した。すなわち職場にその組織を置かず労働者個人を其の組織対象とし、住居を加入単位とする個人加入の方法であり職員は対象から除外した。それは今日もなお変る処がない。

(注) 大阪建設労働組合の組合員たる資格は下の基準による。

(1) 大阪府下に居住または勤務し下の建設関係職種に充当する現業員たるを要する。

1. 大工, 2. 左官, 3. 唐手伝, 4. 石工,
5. 土工, 6. 雑役および見習工, 7. 板金工,
8. 屋根葺工(瓦工) 9. 屋根板葺工, 10. 配管工,
11. 塗装工, 12. 造園工, 13. 壁下地工
14. 家洗工, 15. 製図工, 16. 電工, 17. 建具工,
18. 表具工, 19. 硝子工, 20. 畳工,
21. 鉄骨工, 22. 鉄筋工, 23. タイル張工,
24. スレート工, 25. 練瓦積工, 26. コンクリート工,
27. 製材工, 28. 其の他執行委員会で認めたる者

(2) 前項の職種であつても建設業法による登録(総合職別共)を行い常時請負をなす者または作業場もしくは店舗を有し製品機械器具等の取付販売を主たる業とする者は認めない、ただし請負をする者においても其の実態が出来高払的な性質を有する手間請負の者はこの限りでない。

(3) 前各項に該当する者でも、使用者またはその利益を代表し労働組合の自主性を害すると認められるものは加入できない。以上この規定に基づきすべての役職員はもちろん現場監督をも含む工事における指導的立場にある一切のものを除外した。

1、大阪建設労働組合は昭和22年6月大阪府建築工事労組南支部としての結成以来、此処に満7ヶ年次のごとき経過を経、今日に至つた。

() 内は組合から出した上級組合役員。

22年6月 大阪府建築工事労組南支部結成

- 22年7月 大阪府建築工事労組結成（常任執行委員）
大阪府土木建築労組同盟結成，加入
- 23年2月 以上脱退，大阪建築労働組合結成，同南支部結成，日本建設労組総連合加入（執行委員副執行委員長）
- 23年10月 大阪建設労組西成支部結成
- 23年12月 関西無所属労協加入（議長）
- 24年7月 大阪建設労組東住吉支部結成
- 24年8月 関西無所属労組解散，全日本労働組合同盟加入（大阪地連副執行委員長）
- 24年9月 大阪建設労組住吉支部結成
- 24年10月 大阪建設労組西支部結成
- 24年11月 大阪建設労組都島支部結成
- 25年3月 大阪建設労組守口支部結成
- 25年7月 全日本労働組合同盟解散
- 25年10月 大阪建設労組阿倍野支部結成
- 26年1月 大阪建設労組生野支部結成
- 26年2月 日本中小企業労組連合会加入（副委員長）
総評大阪地方評議会加入（評議員）
- 26年3月 大阪建設労組東支部結成
- 26年4月 大阪建設労組福島支部結成
- 26年5月 大阪府住宅復興促進協議会加入
- 26年11月 大阪建設労組天王寺支部結成
- 27年2月 総評大阪地評脱退，大阪建設労組城東支部結成
- 27年3月 日本中小企業労連脱退
- 27年4月 大阪建設納税貯蓄組合結成
- 27年6月 日本建設労組総連合解散，全国土建労働組合総連合結成加入（副執行委員長）
- 28年1月 大阪建設労組浪速支部結成

1，現在，大阪建設労働組合における組織は前述の14支部に北，此花，大淀，旭，大正，東成，東淀川，堺，泉大津，布施，八尾，盾津，松原，高石，加美，柏原，豊中，茨木の18班を組織し，其の加入組合員は19職種，2,794名を数え運動の進展に従いその組織人員は日々増加の一途を辿っている。

職種別組織人員次の通り（2月20日現在）

大工 1,356名， 左官 424名， 薦手伝 341名，
石工 48名， 土工 169名， 板金工 101名， 屋根葺工 27名， 屋根板葺工 48名， 配管工 17名
塗装工 34名， 壁下地工 53名， 家洗工 26名，
電工 9名， 建具工 42名， 表具師 23名， 畳工 19名， 鉄骨工 3名， タイル張工 21名，
計 2,794名

1，土建労働者の組織が個人加入を主としている以上，その行う運動においても他産業労組に比べおのずから制

約をうけるのは当然であり，従つてその闘いも現段階においては職場よりも，寧日常闘争に置かれるのもまたやむをえない。

以下現在大阪建設労働組合における運動の二，三を挙げて各位の参考に供する。

我が大阪建設労働組合の現在闘われつつある運動のなかで，何といつても最大のものは，大阪府下7万土建労働者の統一闘争であり未組織労働者の組合加入促進である。我々の運動がいかに強力に闘われるにしてもその闘いをより強力に推進し最後の勝利を収めるためには一層強力なる組織が必要であり，これ無くしての現状における土建労働者の生活権確立は考えられないからである。府下全土建労働者の速やかなる統一を闘いながら，次のごとき闘いを進めている。

税金闘争 土建労働者の賃金が給与所得であることは明白なる事実である。ところが建設業界ではその特異性から大半の労働者は源泉徴集されることなく，一般商業者と何等異ならない税務署に対する申告納税を行はされておられ，それは税務当局の一方的徴税功勢の嵐に巻き込まれる結果となつている。我々はここに組織力を動員してこれが適正改善と申告納税から生ずる「営業所得または庶業所得」としての取扱を其の実体に照して「給与所得」としての取扱要求，さらに「営業所得」としての取扱から生ずる地方税法による事業税課税に対してはあくまで土建労働者はその対象外であるとして，そのテッパイ闘争，納税資金の積立には「大阪建設納税貯蓄組合」を結成これが運営に当つている。以上のごとき税金闘争を闘いつつあるが，現実の税務当局の水増し徴税は年々増税される現状に鑑み，また給与所得としての裏付を行うべく，労働組合による源泉徴収（丙欄）取扱を強行，これに対応している。

労務加配物資闘争 低賃金にあえぐ土建労働者に対してはどうしても金額の安い労務加配物資を獲得，実質賃金の向上を計らなければならない。土建労働者の労務加配物資は使用者が安定所に登録，労働者がこれを受けることとなつているが，実質上は雇傭期間が短かく，その事務は煩雑でありその上就労先の不特定から労働者は月平均2日位をその手続に費やさないう限り正式の受配は困難であり，また大部分の土建労働者は之が獲得に至つていない。組合ではこの点を重視して関係官庁と交渉の上，諸手続を代行，組合代表者の証明で全員受配の途を計っている。さらに共同買入による物資器材の廉価販売をも行いつつある。

労務闘争 現在の組織状態においては組合員は個々に使用者又は施主を求めて就労するのやむなきに至つておりそれは同時に労務賃金においても個々の契約となつているので，ひいては社会情勢に左右されることが多く相当数の賃金不払，遅払，サギ行為の発生を従つており，こ

れが対策とその解決が闘われている。失業対策としては各地区如に毎月1回以上全員に依る懇談会を開催、相互の就労斡旋に役立てており、一地区において解決が困難なる場合は他地区に連絡、これが解決を計っている。より以上の失業者に対しては組合事業部を拡大「総合請負登録」を行いその事業に収容、さらにより効果的に発展させるため、労務供給権獲得闘争を準備中であり、賃金対策としては他府県労組との協力により協定賃金制定のための調査に当りつつある。

社会保険闘争 組、工務店等に従事する土建労働者に対しては労災保険が業者負担により実施されているが、小企業、町場における労働者においては何等の保護が与えられていない。この現状では労組による任意加入の方法を取らざるをえず、之が加入を計り労災保険の保護を受けている。約2年余にわたる日雇健康保険獲得闘争も現実にははなはだ不満足なるものとなった。労災保険同様其の適用者は特定の労働者に限られているので労組自体が使用者を代行之が加入を計っており（大阪府下では現在大阪建設労組のみ）、さらに一般健保同当に改善させるため、国会闘争中である。

技能者養成闘争 大工、左官等の技能者養成は職業補導所により若干実施はみているがその補導期間がわずか6

ヶ月であり、そのため実際には補導所を修了しても再教育をうけねばならず、建設業界の民主化を闘うためにも技養は労働組合が実施することこそその実を挙げるものであるとし、基準法による建設関係技能者養成指導員獲得闘争を実施、7職種、185名の資格免許者を獲得、4月1日養成所開設を目標にその準備を進めつつある。

1、以上が事業の主たる二、三の例であるが、組合員相互の共済活動としては各支部如に互助会（死亡1万円支給）を設立、建設労働者として1日も忘れることの出来ない住宅復興には大阪住宅復興促進協議会に参加、組合員教育には機関紙（月2回）発行はもちろん、組合文庫を設置、質向上を計っている。

苦節7年、我が大阪建設労働組合はいまや大阪府下唯一の土建労組として発展、横には全国土建労働組合総連合を通じ全国の土建労働者と堅くその手を組んでおり、その運動もますます地についてきた。

いつの日か必ずや、この土建労働運動が日本労働運動の先頭に立つであろうことを信じてつ今日もまた苦しい闘いを続けつつある。（昭和29年2月27日稿）

（筆者 大阪建設労働組合本部執行委員長）

◇ 土建労働者はめざめている ◇

M・M記

2月、土建労働者の組織で活潑に動いている「甲南土建労組」の事務所をたずねた。〃こんにちわ〃と声をかけて事務局のという人と話す。ここは前に一度きたところで、その折はあるサークルにたのまれて「世界の自然改造」のチューターをした会館だ。こんどは、土建労働者の組織された実状をききにいく段どりとなった。

「原稿書いてくれ、といったつて、わしら、すぐには書くなるとうていできん」という。「質問してくれたら答えるよ」という。そこで、心臓だしてきいてみる。

〃いま土建労働者の組織が重要だが、それについてひとつ……〃といえ、ちよつくら考えて答えてくれる。「技術をもつ職人をようごすることが大事だ。現在の苦しいなかにあつて、職人の生活の向上をはかることは、日本の建築技術を進める上に重要だ。そのためにも組織をもつことが必要だ。」という。

〃組合にはいつている人は……〃ときくと、「参加している人の業種は多いが、主として大工、左官で、それに関連した手伝も参加している。日当は、現在では、だいたい600円でいどだが、賃金協定で1日800円にするよう運動している。すくなくとも現行の2割の引上げをめざしている」と、火鉢に手をかざす。

以上、いろいろときいたことをかんたんにまとめてみると、つぎのようである。

戦後、組合はいろいろできたが、昭和27年ごろ、「全国土建労働組合総連合」（略称土建総連）として全国的な連合組織が結成された。これは自由労組とちがつて、技能をもつ労働者の組合で、現在では全国で約6万人以上の組合員を包含している。関西では、土建総連関西地区連合会があり、それには、

兵庫県建築労働組合連合会

兵庫県土建一般労働組合

大阪建設労働組合

奈良県建築労働組合

滋賀県土建労働組合連合会

三重県土建労働組合

京都府土建労働組合連合会

和歌山建設労働組合

名古屋土木建築労働組合

愛知建設労働組合

甲南土木建築労働組合

など、土建労働組合の傘下組織をもっている。

（18頁へ）

建築労働者の状態

相 沢 喜 久 太 郎

建築労働者の状態について何の書けという課題を与えられまして、私としては聊か不得手の方で一寸ためらったのでありますが、折角協会からの御指名に対しまして無下にも御断りもできないので、甚だ漠としたものではありますが、私の感じている点について少しばかり、申述べさせてもらうことといたしました。

話は幾らか昔にさかのぼりますが、大体建築業関係の労働者いわゆる職人は、皆様先刻御承知のように、いずれの職種を問わず大概親方なるものの存在があつて、徒弟（今日でいう見習工）になろうと志願する者は、それぞれ知人のつてまたは親方本人へ直接に申込んで、親方の家に奉公（就職）したものであつて、これらの徒弟の殆んどは住込みが普通で、通勤なんかは先ず無いといつてもよかつた。

今ここで大工の例をとつて云えば、徒弟の年齢は13、4才位の少年時代から、奉公に出たもので、その棟梁である家え弟子入りしても、最初のうちは中々仕事は教えてもらえずに、まず家の掃除や使いあるき、さては子供の御守りなどをやらされたもので、早ければ1年位経つてからやつと仕事の糸口にありつけるという筋合になつていた。

兄弟子や親方の重い弁当箱を背負わされて仕事場に掛掛けてゆき湯茶の仕度もしなければならず、墨付けのすんだ枘穴彫りから枘付け、次に鉋削り等に移り規矩術或は製図等は、晩めしがすんでから親方または世話役（兄弟子）などから、親しく口伝で實際的に教えていたのであつた。だから教える方も教えられる方も、昼間10時間以上働いたその揚句なので、随分疲れたものである。このように実地修練を積むこと5年乃至7年で、ざつと一通りの大工仕事ができるようになるのであるが、それもその本人の性質と心掛け一つで、だれもが必ずその通り当てはまるものではない。頭の良い人間は兄弟子を追い越して、立派な世話役に昇進する例はいくつもあつたこれに反し頭の良くない人間はいつまでたつても叩き大工で一生を終る例も少なくはなかつた。

今日では電車、バス、自転車等交通機関機具が自由に利用ができて結構なことであるが、以前これらの交通の便がなかつた時代には、2里や3里もある仕事場えゆくのに、だれでも皆テクテクと歩いてゆかねばならなかつた。然し当時の人達はこんなことは別に不思議なことでも何でもないこととして、勿論つらいなどとも思わず、

朝は早く起きて遠方まで歩き、夜はおそくまで勉強をして、ひたすら苦学苦業を積んでいた、これを現代の人達の気楽な修業振りと比べれば、思い半に過ぎるものがある。

以上述べましたように大工になるには相当の年季を入れなければ一人前になれないが、鳶や土工人夫などになるとその殆んどが、幼少の頃から年季を入れたと云うような者はなく、それらの多くは親不孝を仕つくした者とか、酒色におぼれた者、相場やばくちなどをした結果、住み馴れた家屋敷を手放して、故郷を飛び出してきた者など、いわゆる曰く因縁の付いた者たちが、遊んでばかりも居られないから、何か手頃な職に就かなければ、鼻の下が動かなくなると云うわけで、鳶とか土工とかの親方を頼つて、ころがり込み今迄に別段これと云う特別の技能を持つていないから、見様見真似で現場に出て追い廻しに使つてもらい、からださえ丈夫なら月日の経つに従つて、どうやら単純な仕事が多いから実地に覚え込むに至るのが常道であつた。

以上は戦前まで行われていた労働者になるまでの一種の養成される仕方についての一例であるが、戦後は米国の強要に依り民主主義の嵐に吹きまわられて、新たに労働基準法と職業安定法等が制定され、これが実施されることにより、今迄やつていたような徒弟の養成方法も、親方と子分的関係も正に民主主義に反するものとして、全面的にくつがやされる運命に立ち至つた、今日から考えると此の親方制度は必ずしも欠点ばかりあるものとは考えられないし、徒弟制度に於ても全部わるい点ばかりあるものとは云われない、只封建的だとのみ一言に蹴り放すことは再考されるべきで、我国古来からの習慣の長所と米国流の最も良いと思われる点とを、うまく調合して徒弟の養成に考慮を払い、今後の建築労働者の技能工を絶やさぬように努めねばならない。

大阪府とある府県ではごく僅かではあるが、戦後失業者の対策の一環として、取敢えず公共職業補導所と云うものが設置されて、大工・塗装・左官・タイル工業の養成に当つてはいるが、これら補導所の養成期間は僅かに6ヶ月の短期間で修了させる方式をとつている（1ヶ年の場合もある）から、實際上からみると実にその部門の玄関先をのぞいた位の程度より実習もできていないと思わねばならない、いわゆる上巻りした程度の技能より授けられていないわけで、本格的な技能者は到底得られ

よう筈がない、いくらこれが圧縮をしてみても3年よりも短期で修得させることは無理な話である。

先日技能者養成についてのアメリカ映画を観たが、これは煉瓦積みだけの筋を扱ったもので、この映画に出てくる初心の労働者は、煉瓦積みをするだけの養成でさえ一人前の職人として、証書をもらうのは満3年かかると云うことであつた。このようなわけで我国に於ても建築技能者の養成について、特別の考慮が払われなければ、将来お先まつくらのような気がしてならない、聞くところによればこんな施設をするのに対して、いずれも予算がないから充分な運営ができないのだそうだが、こんなわけで政府をあてにばかりもして居られないから、これが対策としてはそれぞれの職別組合を強化育成させることにより、その組合自体が職別単位の技能者養成に乗り出すようにすることが最も合理的であろう。

最近東京の左官組合ではこれが設立に努力し、終に左官の養成所が開始されるに至つたという朗報を聞いた、大変よろこばしいことである、また地方に於ても規模の大小はあるであろうが、篤志の業者が骨を折つて徒弟の養成に携わっているという話も聞いている、このような施設に対しては国としても或る程度、積極的な援助をすることによつて、建築労働者の技能養成を図るように拍車をかけてやつてもらいたいものである。

建築の労働者は何と云つても実に複雑な点に立つていて、他の一般諸産業界に於ける労働者とは全く違つた線にあるものと云える、従つてその取扱い方も非常にむづかしいのである。それは労働者の一定したプールもなくそれぞれの職種によつて親方の下に極めて少数の者が集まつている程度だから、労働者その者を募集するにも相当に困難性が伴うものである。外国のような立派で強力な組織を持つた組合があれば、余程その困難性も打開することができるが、今のところ日本にはそのように信頼のできる立派な組合がないのである、請負業者としても仕事が年々相平均してあればよいが、中々そのようには参らないで実に不平均に仕事が出るので、あらゆる職種の労働者を常備しておくことができないのである。そこでいやでも下請をする大工なり左官なりに、依存してその都度下請人に労働者の円滑なる配置をさせねばならないのである。

このように建築に従事する労働者は考えようによつては不幸でもあるように思える、労働者それ自身も一定した確固たる基盤に立つていない不利益さがある、従つて仕事場が始終変つた所に転々として移り替るその度に労働者は集まつたり離散したりして、固定した場所で働けられない不安定な立場にある彼等労働者も亦つらいかなである。

浮草にも似た不安定性の濃い建築労働者は、前に述べたようにあちらこちらと流転を余儀なくさせられる、本

当に特種な職業であるから、建築業者から云つても労働者の保有には云うべからざる困難性が多く、場合によつては同時に同じような仕事为重なり合つた場合、まともな職種の人員が要求されると、双方の事業場同志が労働者の引抜き工作が起り得るのである。そのような状態に追い込まれると自然賃金も迫上つたりするのが通例である。

昔はと云つても戦前のことであるが、あの頃は労働者に支払う賃金の勘定についても、至極簡単に計算されて労使双方共に手数がかからなくてよかつたが、戦後労働者側にも新しい思想が吹き込まれはじめたので、非常に勘定の計算方法もややこしくなり、あまつさえ社会保険の強制適用もあり、労働基準法による労働時間の制限源泉徴集所得税等々、從來なかつた色々の規則や法律にしばられて、自由に動きが取れなくなり労使双方共に相当の重荷を課せられたような心持で、いささか閉口しているのが実情である。労働者に対しての福利厚生のためだと云えば大変きこえは良いが、事業上からみれば少々行き過ぎの点がないとも云えない、事業主はこれが完全に履行できるようにして、只一人の労働者についてだけでも満足のゆくよう、使用者は労使協調についても充分気を付けてやらねばならない。

我が国の労働者を欧米各国のそれに比べれば、低賃金で生産性の向上の薄い我が労働者をして、現在より以上にレベルをあげてやるようにしてやりたいものと考え然し、労働者としても今日みるようなルーズな作業振りでは感服できない。即ち仕事にかかつたら規定の休憩時間のくるまでは、雑談を交わしたり放歌哄笑などすることを追放し、時を選ばず勝手に時に一服したり、啜え煙草で仕事をしているような、だらしない作業振りは完全に自粛されなければならない。これも米国では時間制で賃金を払うわけで、時は金なり、の格言どおり実践している洵に心地よい習慣であるが、我が国のように社会一般の人々が時間の観念が乏しく、労働者に仕払う賃金も時間制ではなく日給制となつている関係で、割合に時間の如何に大切であるかが分らない、故に遂々だらしない作業振りを如実に示すようになってつたものと察することができる。

先以て建築労働者のすべてが頭の切替えをすることによつて、外国人と同じ精神を持ち肩をならべて、土曜日曜の両日が彼等の安息日として休養もと、楽しいレクリエーションに出掛けることのできる位の予備も持てるような、真に建築労働者として恥かしくないレベルに達せられるよう、労働者の銘々が自己反省をしなければならぬ時期が来ているのではなからうか。

土木工事などではまともな多数の労働者が入用の場合でも、技能の優れた特種な者は左程沢山必要なわけではなく、その大部分の労働者については、補助的な役割

を負うものであるから、工事場の出先きに於て地元（地方）の人夫等を臨時的に募集又は雇傭すれば、或る程度の要求は満たされ、緩和融通する可能性がある。又その地方に於てのみ要求人員が満たされなければ、職業安定課を通じて広く全国的に求人をしなければならなくなるが余り遠方からだと旅費だけでも中々莫大な額に上るであろう、地方的色彩の濃いところでは季節的には人を求め易くても、主として農業を主業としている者であると、田植とか麦稲の刈取り収穫時には殆んど帰郷するとか、離脱して仕舞うのでそれらの事業所に於ける人事係員は、これが補充に忙殺され、日々の労働者の出入及び移動にはほとんど手を焼く次第である。

近頃は大部分機械化されてきたので極めて大きな工事であつても土木事業に限つては、その割合に労働者の数を最小限にすることもできるが、特種技能者とか工長職長以外の平人足程度の労働者は、なるべくその地元の農民を使役すると大変に都合がよい、なぜなら彼等は自分の家から通勤ができるから飯場設備の何パーセントかが助かるわけである。只どうかと思われる点はそのような仕事について不馴れの者が大部分であるから、仕事のコツを呑み込まずに相当時間の損失はあるが、まあ割合に正直でもあるし身体も丈夫であるから便利であると考えられる。

天災地変の多い我国では突発的に、風水害、地震、火災等々色々のものが発生する、其の都度土木も建築もこれが復旧に繁忙を極めるのである。その時は方々の労働者を狩集めて大変な騒ぎを演じるわけである。これは毎年4つの島のどこかしらに大なり小なり起る現象で、貧乏な日本国としては実に遺憾に堪えない次第と申さねばならぬ、こんな場合が発生すると平時に比べ、賃金ベースも上昇し、無駄な経費も必要となつて、先ず一日でも早く急場凌ぎの復旧を一途に進めるわけで、今更ながら我国の天災国であることを深く悔むと同時に、でき得るかぎり風水害その他に耐え得る堅固な施設物が構築されることが望ましいのである。

さて、現在の我国に於ける建築界の労働面はどうかと云うと、先ず先ず供給面も需要面共に、バランスはとれているようである、強いて云えば大工・左官・タイル工などが比較的少ないのではなからうか、ただ戦前に居たような優秀な腕前を持つていた技能工が、断然減少しているの、一部の人々には憂慮されている。

一方建築関係の労働者となることを志す少年の減つていくことも、争われない事実である。何となれば色々の施設の完備した工場とか、立派な組織を持つた産業会社などは、老後に於ける保障の道も開けているが、建築に伴う労働者にあつたとしても、遠い将来を思い合せると安心して一生を捧げる職業とは、彼等には考えられないような気がしているのではなからうか、事実それが本当

の声であらう。

屋弁当を喰べるにしても一定の清潔な食堂もなく、丸太や木材を腰掛けにして弁当を使うなんて、考えようによつては人間を無視したようにも思われぬでもない、又作業場はさながら戦場のようで、災害にさらされる危険性が割合に多いのも、彼等少年たちの志望を妨げるものの一つであらう。いくら甘言を以て少年たちを勧誘しても、現代の少年たちの眼には殆んど、希望をかける様な魅力がないのではなからうか。

このような点についても現下の建築事業主、或いはそれぞれの職種の親方とも云われている人々は、大いに将来の建築労働者育成について深い関心を持つべきことは論ずるまでもなく、何とか特別の手を打つように妙案を考えねば、取返しのつかない時に達するおそれがないとは云えない。

今後に於て一層困る問題は、堂宮大工がどうなるであらうかが挙げられる、私は今迄にも機会のある毎に此点を世人に訴えているのである。世界のどこにもみることのできない、（木造の遺構）は日本独得のものであつて現存している文化財の木造建築を保存してゆくため、これが修理に要する大工をどのようにして養成し、それらの大工を残してゆくべきか、どうして現存の文化財を守り抜いてゆくことができるかが問題である、即ち堂宮大工の数は現在日本中を探しても実に、微々たる人数よりいないのである。それに堂宮大工のような辛気くさい職人を志望することは、皆無と云つてもよい程の現状におかれている。

普通の大工であれば仮枠大工にしても、造作大工にしても修業年限も数年でよいことは、前述しておいたとおりであるが、堂宮大工ともなれば実に技術が複雑で長年月の練磨修得が必要であるから、早く賃金を受けたいと云うような場合には、少々あてはまらないのである。

優長らしくみえる堂宮大工には大概の者はみむきもしないであろうことは火をみるより明らかであつて、こんな特種な大工を志願する者があれば余程変り者の人であるが、絶体的に親の命令か何かで仕方なしに入門したものであつて、日本の古文化財を守る上からも年々到大修理、改築等に予想外の工事量もあるこれら特種労働者をして、保護助長するため国家としても、文化財保存法に似たようなものでも制定されて、保護育成してやつてもらいたいと、ひたすら念願する次第である。

（筆者 大阪建設業協会工務部長）

三 月 号 訂 正

大日本製糖株式会社堺工場の口絵写真（アート紙）の説明のなかに、「池辺陽」とあるのは「池辺陽」が正しいので、お詫びかたがた訂正致します。

日本建設産業職員労働組合協議会

第2回 東西合同幹事会議事録

現在、建設会社の職員組合の横のれんけい機関として、「日本建設産業職員労働組合協議会」(略称：日建協)の組織がある。いまのところ、20社程度の大手筋の職員組合がこれに参加しているが、各単組の「大同団結」をめざして努力をつづけている。その第1回の東西合同幹事会は昨年6月に大阪で開かれたが、第2回東西合同幹事会は本年1月15日熱海で開催された。ここに、その議事録を広く各位にお知らせして、各職員組合の「大同団結」をはかつてさらに前進していただくことになれば、幸いである。

昨年の6月21日、大阪で開かれた第1回の会議から半年を経過した昭和29年1月15日、午後1時より6時45分まで、熱海の土木建築厚生会清和寮にて、関東、大阪、広島、名古屋から総計28名出席の下に第2回の東西合同幹事会が開催された。

1. 関東地区

清水職組(山村、伊藤、松尾、宮田) 間職組(早川、坪田、中道) 大林職組(野口、大浦) 藤田職組(俣野、四倉) 竹中職組(横畑) 大成社組(五十嵐、岡田) 戸田職組(中村、高林) 計16名

2. 大阪地区

大林職組(亀川、関、梅檀) 鴻池職組(高橋、脇本) 清水職組(伊藤) 間職組(長沢) 竹中職組(宮辻) 計8名

3. 名古屋地区

大成社組(伊藤、太田) 計2名

4. 広島地区

藤田職組(北村) 大林職組(平田) 計2名

会議は東京清水建設職組松尾氏の開会の辞に初まり、議長団に東京より清水職組宮田氏、大阪より鴻池職組高橋氏を推せんし議長就任挨拶の後、書記の委嘱、自己紹介、日程打合せを行った。

関東地区常任幹事職組挨拶(清水 山村委員長)

「関東地区を代表して挨拶をのべます。第1回の合同幹事会の半年後、本年の労働運動の初頭にこの会議をもつことは意義ある事と思う。

日建協は未熟ではあるが、各職組は色々な問題で頭を悩ましている事と想像される。新聞等に依ると今年は労働運動も激しい事が予想されている。

日本全体がけわしくなる時、自分達の組織がしつかり確立されていない時戸惑うのではないか。一つの単組だけではやつていけない。

現在我々の力が足りない事が強調され、お互いに協力していない事があげられる。今日の会議がこの様な事態を発展させる契機となると思い、特に名古屋や広島から

お出をいただいた役員の方の御努力に感謝致します」

大阪地区幹事職組挨拶(大林 亀川委員長)

「ただ今の山村委員長のあらゆる観点から眺められた御挨拶は我々の考えと同一で大阪としても感謝する。益々東西は合同していかなければならず、今後の御鞭撻をお願いする。昨年は各単組とも力をつくして参り、1954年の初頭にこの地に会することができた事を喜び御出席役員の御苦勞に感謝する。

昨年の合同幹事会より6ヶ月間経過しているが、大阪でも情報の交換など活潑に行い、昨年12月には名称も東京と同一にし一歩前進した。

山村委員長の御意見には同感で統一されることをのぞむ。只一挙に確立することは、色々な条件があつて難かしいが、労働条件の改善のために我々は動いているし、この会議が明日への生活改善になることを願う」

以上の挨拶に引続いて議案の審議に移つた。先ず最初に報告事項が各地区の代表から発表された。

第1議題 第1回東西合同幹事会以降の経過報告

1 関東地区(清水職組 松尾氏)

「例会は規定通り7月、9月、11月の隔月行い、幹事会は毎月1回開催している。尙小委員会を設け、幹事職組が主査となり、加入組合は何れかの委員会に参加して調査、研究している。

給与小委員会(間職組主査)は年末に実態調査を含めた。給与資料をまとめ諸給与小委員会(戸田職組主査)は旅費、退職金、時間外手当の比較資料を作製した。尙労働協約、福利厚生の小委員会がある。

又年末手当に対する共同要請書を作製し、建設工業新聞に発表すると共に各職組に送付し、使用したところもある。

又ILOの建築土木公共事業委員会に代表を派遣し(第2議題参照)その他審議された重要な問題はあとの議案に要約されるので省略する。鹿島杜組が脱退したの

で現在20組合が加入している」

2 大阪地区（清水職組 伊藤氏）

「第1回の合同幹事会での問題は名称の相異した事にあった。それ故大阪でも議題にこの問題をのせ、名称、規約等を審議し、12月に名称を東京と同一にした。会議は毎月1回開く規約なので、大体毎月行っている。（大林、清水の給与改正で1回位開かれなかつた事がある）10月に当番幹事の改選を行い、大林、清水、鴻池が選出され、新しい幹事で規約改正案を提出し、修正された。

12組合加入の所鹿島脱退のため、現在11職組である。組織の拡充としては、第1段階として、大阪に支部の機構をもっている組合へ勧誘状を発送し、第2段階として大阪地区に組合をもっている所に働きかける。勧誘状を出した所は大鉄工業、藤田組、鉄道建設、野村組、西田建設、大日本土木、安藤組、神崎組、西松建設、島藤建設であり、1月末日迄に返答する事になっているが、現在の所大日本土木から参加の申し出があつた。大阪としては、脱落するところがない様に運動してきた。」

3 広島地区（藤田職組 北村氏）

広島にこの様な集りができたのは3年程前であり、現在、清水、藤田、大成、大林、間、竹中、戸田、水野、広鉄工業、松村、熊谷等が参加している。

会議は月1回必ず行い、情報や支部報の交換、議事録の配布等行っている。大きな問題は捉えずに地方職組の団結を目標にしている。

4 名古屋地区（大成社組 伊藤氏）

今月迄何も行っていないので、申しあげることがない

5 その他の地区（清水職組 松尾氏補足説明）

九州は懇話会として規約も持ち、かなり活潑に行っている。

札幌、仙台は前には行われた様子があるが現在は行われていないらしい。

第2議題 ILO関係

1 委員会報告（早川代表＝間職組委員長）

「私が代表として派遣されるに当り、関西地区の方々に御援助いただき感謝致します。選衡の様子を申しあげると日建協、新産別、全建産別等が候補にのぼつたが、弱体の日建協から出たのは、現在より一歩前進し職組の発展のために一つのエボツクをなすであろうとの観点から出席した。

会議の様子は今日は時間がないので割愛しますが（あとで審議される日建協の機関紙が出ればそれに掲載されるでしょうが、尚間職組の機関紙「あしおと」22号に掲載につき参照して下さい）特に印象に残つた事を申しあげると、南米等はそれ程でもないが、他の国は日本より極めて進んでいるのを知り、勉強しなければならないと痛感した。又欧州グループが会議をリードし、3年に一

度のこの会議の外色々な研究会をもっている。

私が発言したのは一般報告だけで、ILOが弱い労働者をバックアップしようという主旨なので日本がいかにな未成熟であるかの要因を発表した。

今後は会議に参加しても有効な発言をしなければならぬ。

その発言もその場限りのものでなく反響を伴ってくる様にならないければだめだと思う。次回は1956年に開催されるが、議題として

1. 年少者の問題
2. 災害防止の問題
3. 完全雇用の問題
4. 労働時間短縮の問題（週40時間）

があげられている。

2 第5回委員会関係

初めて代表の1人を出した責任上報告だけで済まさない

「日建協が中心となり、建設関係労組の参加を得てILO建築土木公共事業委員会労働代表派遣準備会（仮称）を設けるという提案者の説明に対し「各組合は今後どの様な道を歩むか未知数であるし、他の労組との提携も、選衡の事情などからして慎重に行わなければならない」という意見多く取り敢えず、日建協の中に準備会を設けることになった。

尚「日建協内部で行う事に異議はないが、議題の内容をみると職員組合だけで解決できないと思うので幅をもたせて準備会をもつて貰いたい」という補足意見があつた。

準備会の執行活動については、大阪地区は詳細な報告をきいてないので協力、研究するのが関東に一任することになった。

決定事項

イ 「ILO建築土木公共事業委員会労働代表派遣準備会」を設ける。

ロ 右の準備会により第5回委員会予定議題について準備を行う

ハ 準備会の組織その他については関東地区で分担する。

第3議題 日建協機関紙発行に関する件

先ず提案者から、性格として「政治的色彩を排し、日建協関係の記録、資料、情報、及び各単組の状況その他報告事項を主内容とする」程度のものを、当分の間、東西両地区協議会の名称で発行する旨説明あり、審議に移つたが、大阪地区としては「規約にものついていず、もう一度帰ってから審議しなければならないし、そこまで固つていない」という理由を主張し一度は後日審議する事になった。しかし、その後日建協資料という事で東西両

地区一致した。尙大阪地区は東西の名で出す事が一応ひつかかるので、発行者、経費の点等至急報告し、第1回の発行に間に合わない時は関東地区の名だけで発行する事になった。

第4議題の1、日建協上部機構組織化に関する件

第4議題の2、日建協の活動積極化に関する件

提案者より「日建協をもう一步前進させたいという気運は前からあり、現在の協議会だと、各単組内で本部と支店と一致せず、面白くない事態を生ずる場合もあり、ILO代表派遣などにより、対外的考慮もしなければならず拘束力は現在のままで、上部機構を組織化したい」旨説明あり討論されたが、大阪地区の意向としては

「現在の段階としては、拡充が主眼で、情報資料の交換程度しか出来ず、未組織の所は東京と大阪とで分担して行うという案がでている。

大阪は現在上部機構は考えられない。それ故上部機構の問題を除いて考える余地がある」と両地区一致せず、休憩に移り妥結点を見出した。

即ち第4議題の1を削除し、第4議題の2を一部修正した。

確認事項

大同団結の必要性を両確認し、地区協議会並びに各単組の積極的な活動をはかる。

1 組織の拡充

1. 各単組は年次大会等に於て「日建協の育成強化」を運動方針に採択する。
2. 地区協議会未組織地区の組織化につき、推進力となる組合を2つづつ定め、おそくとも3月末までに第1回の会合を終る。

札幌地区（清水、戸田職組） 仙台地区（竹中、大成社組） 名古屋地区（竹中、間職） 広島地区（藤田、清水職組） 福岡地区（大成、大林職組）

3. 各単組は、極力本支部3役中の1名を日建協担当の役員とする。
4. 地区協議会の規約の中に「必要に応じ東西合同幹事会を開催することができる」を入れる。

2 執行活動の積極化

1. 各単組の組織、機関等の研究を行う。
2. 労働条件その他の事項について情報、資料の交換を活発化し、可能な問題を捉えて統一歩調をとる。
3. 各単組、相互間の連絡提携を緊密にし、協力援助等を可能な限り積極的に行う。
4. 地区協議会の主催又は援助で文化・厚生活動を行う。
5. 日建協資料の発行

第5議題 給与改正に関する件

大阪側から提案されたが、具体的な案がなかったので改正の時期及び金額について各単組の報告があつた。

大林 28年10月新ベース実施以来、今日迄改正の話は出ていない。改正するとすればその時期は協約の改訂時期と同一になると思うから3月か9月頃、金額は他社の一番高いのが目標になる。

鴻池 16日に中央大会があるが、1月に定時昇給し16%増になつたので他社のを参考にしたい。

基準内 23,239円（重役を除き非組合員を含む）
〃 21,744円（組合員平均額）

清水 2月下旬 27,000円ベースを目標に進めている

1月の給与は、24,055円（推計）だから13%増になる。

大成 昨年の10月臨時総会でベース・アップを決め12月に23,730円で決定した。

竹中 29年1月現在22,110円で、次期大会に、27,000円ベースと給与規定の改正を決議する予定。

戸田 29年1月より21,500円となる。

間 昨年の10月より25,000円ベース（21・3%増）

藤田 14日、執行委員会で20%アップ、5月より実施を決めた。

現在の給与平均は20,200円なので約24,000円となる。

以上で大体議題の審議を終つた。

閉会の辞（東京大林職組 野口氏）

「本日成人の日に多数御来集いただき、第2回の東西合同幹事会を持つことができた事を嬉しく思い昨年の第1回より6ヶ月又一步前進した事は喜ばしい。今日決定した事は各地区で又各単組で大同団結を目標として皆様方のお努力お骨折をお願いしたい。」

以上が日建協の東西合同幹事会の議事内容であるが、これに論評するのはさしひかえるとして、全体を通じてただ一つものたりなさを感じることもある。それは、各職員組合員の日常の要求や希望をとりあげていないことである。活動の積極化をはかり、発展する芽を育てるとするならば、その組織の母胎であるところの組合員の要求はどこにあるか、をもつとけんぎよに、しかも、しんげんにとりあげられたらよかつたのぢやないかと思われる。それと同時に、各単組間の共通の問題はどこにあるか、ということももつとほり下げた形で提起されてしかるべきだつたと思われる。（m）

私たちの建築史 (10)

林 野 全 孝

中期——その6——

塔 婆

この期の塔婆を性格上分けると、舍利塔と教義上の塔の二つになります。又材料上分けると、木造、石造、銅板の彫刻、の三つに分れ、重層で分けると、七、五、三重になります。又配置上からは、一塔式と二塔式になります。又様式から分けると、法隆寺・薬師寺・当摩寺の三つに分れます。これをまとめると次のようです。

木造	法隆寺 ⁵ 法起寺 ³ (法輪寺 ³)	一塔式	飛鳥→白鳳
	薬師寺 ³ [海竜王寺 ⁵]	二塔式	白鳳→天平
	当摩寺東西二塔 ³ [極楽院 ⁵]		天平
	(但□は模型で配置不明)		
石造	石塔寺 ³ (滋賀県) 竜福寺 ⁵ (奈良県)		白及天
銅版	長谷寺 ³ (奈良県)		白鳳

この他に基壇や礎石が多数残っており華美を極めたこの時代の塔の古えを、良くしのぶことが出来ます。

さて、一体これらの塔は何を現しているのでしょうか。その前に法隆寺五重塔のような楼閣形塔婆の起源について考えて見ましょう。これには次の二説があります。一つはスツープ説で、一つはヴィマーナ論です。

スツープ (Stupa) 説は、故関野貞博士や伊東忠太博士の説で、印度ガンダーラ地方のスツープがA D 256~419年にシナに入り (第68図)、ここでシナの楼閣建築と合体して荘厳化され (第69図) 我が国に入つたもので、スツープが漢音で塔婆となり塔婆となつた、とされ、スツープはもともと印度の墳墓であり、心柱は墓標で最重要である。又この説の裏付ける如く、塔の最上層より上に出ている相輪部は、全くスツープと同形である。というもので、この説が長く定説となっていました。しかし、

ヴィマーナ説の方は、かつて小野玄妙氏が雀離浮図 (塔) に着目され、最近になつて村田治郎博士がどしどし論ぜられているもので (学研報18等) スツープ論の欠点、つまり墳墓と楼閣が合体したこのとないまいと、なぜ基壇を大きくして、塔身たるスツープ形が極小になつたのか? という疑問から出発し、雀離浮図の如きものが (第70図) その原流であろうとされています。要するに、第2世紀の頃、ガンダーラのヴィマーナ形 (Vimna) がシナに伝わり、神仏思想と結びつき、神仙の降下する観台となり楼閣形仏寺院となつた。これは、



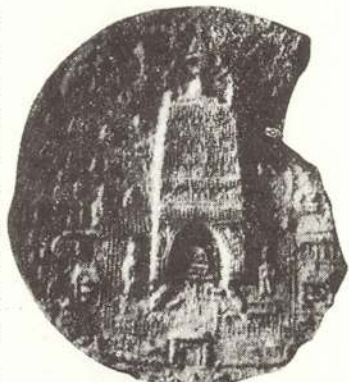
第68図 スツープ

第69図 シナの楼閣形塔婆→

スツープと仏殿が兼備したもので中心建築故浮図と称したが、後仏殿が分離したので、塔を浮図と呼ぶようになった。又一方スツープそのものは、シナの南北朝時代に伝えられて、単層円形屋根の形で表現され、これが、多宝塔のような形で表された。という説で、これまで不明だつた塔婆の形成が明かになつたと言うべきでしょう。

さて我が国に入つた塔は、大野丘が最初ですが、これは既述のようにスツープ形で、其後の塔、法隆寺 (第71図) 法起寺等は、舍利 (釈迦の分骨とされる) を奉納した舍利塔であり、その奉納形式も種々ありました。 (第72図) ところが、塔が東西二基に分れる場合が生じます。これは白鳳時代からのことで、奉良県高市郡木殿にある本薬師寺は、明かに東西二基の塔址を残しており、東塔心磨は舍利奉納文があり、西塔はありません。又大官大寺もそうであつたようです。天平に入つてからは、薬師寺・当麻寺始め、東大寺等々、いずれも二塔式になります。なぜ塔が2つになつたか? について、これまで単に舍利塔の意義が失われて、寺院荘嚴のためだと言われて来ましたが、

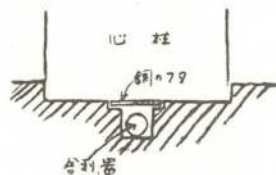
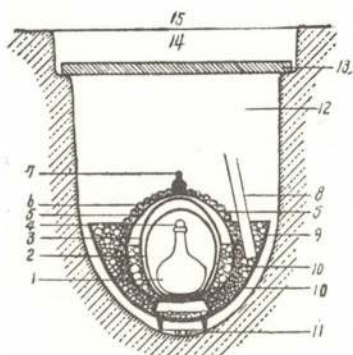
しかし滝沢真弓教授は、学研報第12号に、朝鮮仏国寺等の例を上げ、主に宗教教義上の問題として、一方は舍利塔で、一方は多宝塔である」とされています。こ



第70図 雀離浮図



第71図 法隆寺五重塔
(浅野博士復原)



第72図-B

舍利奉納形式薬師寺西塔址

第72図-A 舍利奉納の形式

← 法隆寺(堀立式心柱の底)

1. 緑色ガラス舍利瓶 2. 金製忍冬透彫壺 3. 銀製同 4. 硝子製舍利入銀栓 5. 金銅製蓋付壺 6. 銅鑲 7. つまみ 8. 海獣ブドウ鏡 9. 砂張製碗 10. 真珠、ルリ玉、その他結物 11. 同 12. 礎穴 13. 銅蓋 14. 粘土 15. 粘土1尺9寸

れは大変面白い考え方です。多宝塔といつても、石山寺等にあるような重層で、ユギ塔の変化したようなものではなく、(シナに於けるスツパ)日本では普通の塔と変りないものとして建てられたらしいです。多宝塔とは法華經の見宝塔品から来たもので、最も古い実例は長谷寺の銅版に見られます。(第73図)これは又、朝鮮の仏国寺の東塔が石造乍ら、これと良く似た方法で組立てられ、西塔の石塔が普通のものであることより、滝沢説を裏付けます。こうして東大寺の塔に至り、(第74図)高さ実に100米に及ぶ七重塔二基が建てられたのですが、西塔には相輪中に金字最勝王經一部と仏舍利十粒が安置され(東塔とする説もあり)、東塔については詳しくは不明ですが、凡らく多宝塔を意味し、法華經を納めたのかも知れません。

かくて天下に勅して国分寺を造り、七重塔一区を建て

金光明最勝王經と、法華經十卷を塔如に置かしめたのです。(統紀)。實際国分寺の塔は一基の場合が多く、ここに全く舍利塔の意義が消えて教義が中心となつた様子が伺えます

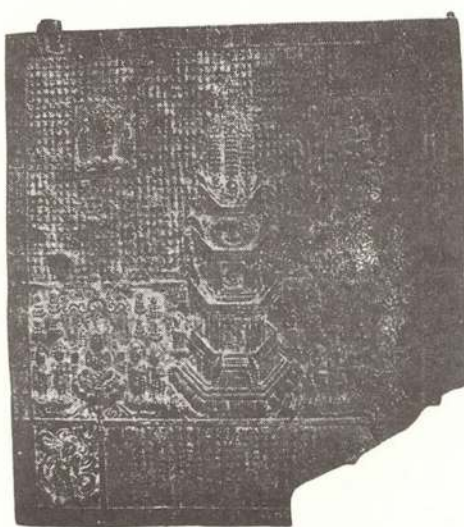
政屋

政屋とは政所又は政庁で、法務をとる所です。法隆寺に二棟、大安寺に三棟あつたことが、夫々の資財帳で解ります。今の法隆寺食堂(第75図)はかつての政屋であろうと言われています。凡そ寺には三綱といつて、上座(寺の代表、学長)寺主(庶務部長)都維那(増の尼のかんとく、学生部長)の3人から成つていました。綱封藏というのは、この3人の判により開閉される倉で、これに対し勅封藏があります。

戒壇

僧尼になるには、籍を正式機関に移し家を出ます。そして碍度(五戒)して優婆塞・優婆尼になり、次に受戒(十戒)して沙弥・沙弥尼になります。やつと沙弥になつたので、苦シヤミ等というのでしよう。次に250戒して比丘・比丘尼になり僧尼と呼ばれるよう

第73図 長谷寺の銅版多宝塔。上層は多宝如来の金身舍利、中層如来の仏身、下層は多宝、釈迦二仏並座を表す



第74図 東大寺塔、故天沼博士復原



第75図 法隆寺金堂（もと政屋？）小屋組は二重虹梁大斗式

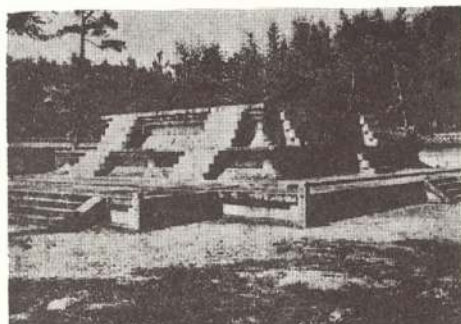
になったわけです。この戒を受く儀式をする所が戒壇であり、昔は、東大寺、唐招提寺（第76図）他二ヶ所にしかなく、ここで僧尼を作り出したのです。平安時代になつて、最澄はえんりやく寺に戒壇を造るべく猛運動しました。これがあると寺が栄えるからです。一方空海は政治性を発揮して、戒壇のある寺を含め、南都寺院の真言化を計つたのです。尙受戒儀式のものは、唐招提寺を建立した鑑真和尚とされています。

僧 房

僧尼には寄宿舍がついていました。僧房といつて長い建物で、主要建物の東西に南北に長く建てられ、大きい寺では三面僧房といつて、更に後方に東西に長く建っていました。東大寺は三面僧房で、特に二列に並んでいたことが正倉院御物中の図面でわかります。僧坊でこの時代のものは一つも残っていませんが、法隆寺や唐招提寺（第77図）に後世のものの乍ら大体この期の様子の知れるのが存在しています。又極楽院禅堂といて奈良市内に残っている建物は、もと大安寺の北の僧房の東北すみだという考証がされていましたが、最近この東の方からも磨石が出、東北隅でないことがわかつたのです。しかし今はお堂ですが（鎌倉）、この柱等に奈良時代のものが多数残っており、柱は上下端を切られたらしく復原は困難ですが、浅野博士は第78図のような復原プランを示して下さいました。これによると中廊下で左右計4室あり、1室が二分され、レンジ窓の方が居間又は書見の間で奥が寝室だろうと思います。全ての僧房がこうなつていたとは思いませんが当時の僧尼の生活の一端が解つて面白いです。この僧房は又何房かに分けられ（2室を1房とする？）1房には8人位入り、この内の1人が房主となり房の長をしていました。今坊主等と呼んでいますが、この房主から来たのではないのでしょうか。

食 堂

天平期の食堂は主要建物の東北にあつたようです。法隆寺食堂（もとは政屋）新薬師寺金堂（もと食堂）興福

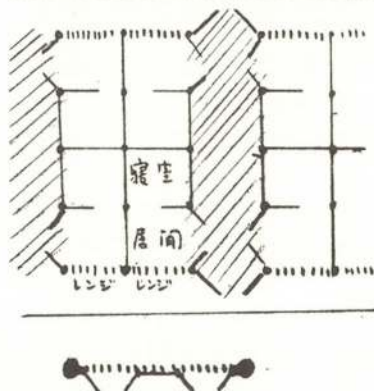


第76図 唐招提寺戒壇址

第77図
唐招提寺僧房→



第78図
僧房の復原
下はレンジ
マドの復原
で唐招提寺
金堂より考
察



寺食堂址等参考になります。特に新薬師寺金堂は金堂に似ず素朴で小屋は大虹梁に合掌式で天井が張られていません。毛利久氏はもと食堂だと言っておられますが、正に食堂の感があります。

寺院については、講堂、鐘樓、経藏、或は廻廊、南大門等々述べねばならない点が沢山ありますが、ひとまずこれで終わります。

倉

この期には様々な倉が存在しました。板倉、校倉、双倉等ありますが、特に正倉院の双倉にふれておきます。詳しくは石田茂作博士著枝倉の研究、或は拙稿双倉について、学研報第12号をお読み下さい。

正倉院の倉は東向で北・中・南3室に分れ、北と南の倉は校倉で、中は板倉です。非常に高い床の上に建つ大きい倉です。校倉は甲倉、又は亀甲倉と呼ばれ、断面三

角の木に面を取って何段にも重ねています。断面の形龜甲に似たる故にこう呼ぶとか言われます。このように二つ以上並んだ倉を双倉（ナラビクラ）と言ったのでしよう。この時代には双倉は沢山あり、又種々の形があつたと思います。正倉院の双倉には御存知のように大仏開眼のときの物品や、聖武天皇関係の遺品が何万点と蔵され今尙勅封として天皇家の財産となつています。

神社

第5世紀から6世紀にかけて完成されて来たと思われる神社建築は、仏教建築の影響を受けて従来の原始的な様相から仏寺建築化したものとなりました。大社、住吉大鳥、唯一神明の建物を良く見ても、古い要素を持つてゐるものの、様式上どうも奈良時代の香りがするものこの故だと思ひます。

天平13年に宇佐八幡で法華経を読み三重塔が建てられたり、天平神護元年の大嘗祭に僧侶を参列せしめ大変な反対が出たので、「仏法を護るのが神だとお経に書いてある」等の弁解をしたりしています。こんな例が沢山ありますが、神社自体仏教の影響からのがれられなかつた事は事実でしょう。

結 び

第2期前期は、生産力はほとんど労力でしたが、この中期には、鉄器の相当優れたのが出来て来ました。しかし尙労力が、非常なパーセントをしめています。そして労力は奉仕され、国民の生活に無関係な仏寺や大都市、大宮庭、邸宅の造営に使用されたのです。又大宮人や僧尼は、全く非生産的な建物の中で、最も非生産的な生活をし、他の生産階級の作ったものを権力で税納させて華美を尽していました。その中で一体何が再生産されて残つて行つたか？ 只、わずかに絵画、彫刻、建築にみる気品高い芸術と、生産力としての施工道具のわずかな改良に過ぎなかつたわけです。尤もそれらを造つて行つたのは、聖徳太子でも聖武天皇でもない、たしかに当時の絵師や大工ら生産階級であつたわけです。

彼等は只財力又は権力で造らしめたに過ぎないのではないのでしょうか。このような世の中で、特に都ではノーマルには行かず仏教のたいはい、高僧の支配力強化等から尾を引き、ついに奈良の都を去つて京都へ移らねばならなくなります。しかし単に遷都だけで全ては治らなかつた、前述のような事情が根を張つて、遂に根本的な革命が生じてくる迄の次第を、第2期後期として次号より続けます。

（筆者 大阪市大理工学部建築計画及史学研究室）

紫 煙 室

二 つ の こ と

堀 口 甚 吉

そ の 1

「建築と社会」誌上にのせられた徳田頼氏の近代建築史に関する論考は私の最も興味をもつて読むものの一つである。それは私も鉄骨構造の発達史をしらべているので、①これに関係した徳田氏の論考に心ひかれるのである。

29年2月号にのつた「ROMANESQUE REVIVALとリチャードソン」も、その意味において甚だ興味をもつて読んだ。然し通読した際、第29頁の下から第17行に

又建築史家タルマツジは「彼の没後二年即ち1888年に最初の摩天楼 Home Insurance Buildingがジェニー（William Le Baron Jenney, 1832-1907）に依つて建築されたのであるから、彼が更に若干の余名を保持すれば疑もなく摩天楼を建築したであろう」と記されているのを見て、疑問をいだいた。それはリチャードソンの死が1886年で、その2年後は1888年であるがこの年に Home Insurance Building が建つたというのに不思議を感じたのである。Home Insurance Building は1883年に設計にかかり、1884年着工、1885年に完成したもので、本によつては1883年或は1884年、或は1885年と設計の年、着工の年、完成の年をもつてこの摩天楼の建つた年としているが1888年というのは初めて読んだからである。

それで、建築史家タルマツジの著書を見てみようとしたが、私はこの本を所蔵せぬので、アメリカ文化センターの図書館にないかと、さがしにいつたら、ちょうど見当つた。貸出カードをみたら、何回も貸出されている本であつた。手近かなところに、こんな有益な本があるのに、今までそれを知らず、読もしなかつた不勉強をはずかしく思つた。しかも貸出カードの人名には Tokuda と署名されたところが数箇所あり、これが徳田 頼氏であれば旧知に出合つた感じでなかつたかしく思つた。そして、徳田氏の前述の文章の原文を尋ねたら178頁に

Richardson died in 1886, two years after the invention of the skeleton iron frame which made possible the sky-scraper.

とある。徳田氏は two years after を1886年の後2年と考えられて、前記の訳文となつたのと思うが、

この two years after は the invention of the skeleton iron frame の後、2年と訳すべきものと思われる。そうすると Tallmadge は Home Insurance Building の摩天楼の発明を 1884 年と考えているので同書の 180 頁には The Home Insurance Building was begun in May, 1884 と出ている。一建築物の建つた年の差 1 年や 2 年は大した問題でないが、鉄骨構造の発達史上の Home Insurance Building の地位は極めて重要なものなので、愚見開陳したような次第である。

また、私は英語を専門に学んだものでなく、所謂要領読みで、読みとばしているの、上記の私の解釈が英文構造上、誤つていれば、直ちに私の解釈を撤去します。

次にこの Tallmadge の The History of Architecture in America はその記述にやや不正確なところもあるように思われる。これはアメリカへいつてやらなければならぬ問題であるが、参考までに記して会員諸兄の御判断を仰ぎたい。それは同書の 180 頁に「鍊鉄の型梁は 1855 年に始めて米國に輸入され、使用されたが、1875 年度は米國で圧延されなかつた。軌条は数年前に圧延されていた。Jones and Laughlin が最初のベッセマー鋼の I 形梁を 1889 年に圧延し、平炉鋼のものを 1895 年に圧延した」

と記されている。この事実が正しいとしても鉄鋼会社として有名な Carnegie 会社がすでに 1884 年にはベッセマー鋼の形梁を圧延してすることがぬけている。Jenney は前記の Home Insurance Building の第 6 階以上の梁としてこの鋼梁を使用しているからである。③ Tallmadge は Jones and Laughlin のことをいつていて Carnegie 会社のことをいつていないのであるから、それは問題にするのが間違っているといわれればそれまでであるが、Tallmadge は同書の 181 頁に Home Insurance Building の使用鉄材として柱に鑄鉄、梁に鍊鉄をあげ、鋼梁については少しも記述がないから、Carnegie 会社の圧延鋼を全然無視しているのである。しかし鍊鉄と鋼の相異点は炭素量により微妙な点があるから、そんなにむきになるのは野暮だといわれる人もあるか、知れないが、Tallmadge 氏は、鍊鉄と鋼の区別を知らないような人ではないだろう。

こう考へると同書第 180 頁の記述は正確さが欠けている。Jenney は始めてベッセマー鋼を Home In-

surance Building に使用したため New York の Bessemer Steamship compang が後に会社の汽船に Jenney 号と名付けた程である。③又、1931 年に Home Insurance Building をこわした時、建築家の委員会がこの建物に用いられた材料及び、腐蝕の程度等調査し、その調査は出版物として出した。その結論は Tallmadge も同書 181 頁には引用しているし、Tallmadge 氏自身もこの調査委員の 1 人で且つ委員長であつた。このことは同頁の脚註に記されている。この調査のときは、鉄材の定量分析をし、顕微鏡写真をとり、鋼の形梁の鋼としての性質は 1931 年代のものと何等のそん色なしと発表したのだから、④ 調査員の Tallmadge が鋼の形梁を Home Insurance Building に使用したことを氏の著書に記さないというのは、不思議の極みである。これを考へると、氏の Story of Architecture in America は、氏が通俗読物として調子をおろして書いたものか、或は幾分不確かな点を含有する本であると考へられる。

「誤りのない本はない」というような諺がある位であるから、一個所の記述の不正確を指摘するのは大人気ないしぐさであるが、外国語で書いた本は、信用する人が多いので所感を記したのである。

註① 堀口、鉄骨構造発達史の研究、其の一〜其の六 1953〜4 年、学会支部及び大会に発表

註② Randall: Development Chicago Building 1949. P. 106 或は Giedion: Time, Space, and Architecture. 1951. P. 142

註③ Dictionary of America Biography Vol.X. P. 55

註④ Engineering News-Record Feb. 18, 1932

そ の 2

「建築と社会」29 年 2 月号の竹内孝氏の「虫を無思てきたら」も甚だ興味をもつて読んだ。建築家が住宅建築をする場合、最も注意すべき点で且つわすれられやすい点の提言は最も有益な言である。文章中に拙稿まで引用していただいて恐縮の至りである博士と記されていたが、私は博士ではありません。単なる老書生です。この点正誤しておきます。

住宅建築は、建築家がすべて興味をもち、且つ一言があることと思うので、各年層の人々の住宅観など本誌にのせていただければ有益と思います。

1954, 2, 14

(筆者 大阪工業大学講師・淀川工高主事)

本会活動報告……お見おとしないように……—2月分—

○理事会 第10回定例理事会 2月18日木午前11時於大阪クラブ会議室、竹腰会長外12名。議事1.建設工事標準請負約款改正に関する件、建築学会より照会検討後学会、士会、業協会並本会の四会連合を以て改正案研究することに賛同し取敢ず学会に一任し追て本会に委員会を設け今後に処すること申合せ。2.不動産取得税反対陳情に関する件、大阪ビル協会、大阪土地協会並本会と連合協議を重ねた結果成案を得たので直に関係当局に反対陳情を発することを一同賛成決議。3.尼崎における「栄える産業博覧会」に出品の件、五日会十五社各位に出展並経費応援方依頼中であること諒承を得進捗することとなつた。4.会員証並会員増加に関する件、会員増加につき意見交換各業界別に団体会員を獲得する企画をたて会員委員会を設けることとした。5.29年度収支予算の件主記主計にて立案し三月理事会に提出し三月下旬評議員会に諮ることとした。6.三月午餐会の件、3月30日本会創立記念日を卜して平素より盛会にと申合せ。其の他報告事項(省略)

○評議員会 2月25日朝日ビル本会々議室にて29年度理事選挙に関し技術部門理事に就て懇談会を開催せり

○委員会活動 (災害委員会) 2月6日於損害保険協会、講演会の打合せ、防災庶民住宅等検討。(建材審査委員会) 2月26日於大阪建設会館第一会議室、置塩委

員長外22名、青盛建材テックス並日綿実業ビフロ床材審査開始、後優良証明受証者と懇談会開催、更に審査委員との懇親会を席を変えて錦水にて開催し盛会に終了。

○見学会、午餐会、講演会 (会勢委員会) 主催 2月12日木午後2時より酒蔵・大関・を清水建設KKの幹旋の下に見学、参加40名。(会勢委員会)主催 2月16日火午後2時よりキャバレー富士を中川建設KKの幹旋により見学、参加者80名。(災害委員会) 主催 2月17日水午後3時「建築設計と火災保険」の講演会を第一生命十二階会場にて、講師中村潤氏、参加50名、映画近江屋提供の「幸福の番人」「ニュース」を鑑賞。(理事会) 主催 2月18日木正午於大阪クラブ午餐会、参加35名「アメリカの庭園設計」についてコリンズ氏の講演を聴取。(会勢委員会・明正社) 主催 2月19日金午後3時於第一生命十二階会場「エバーソフト」講習会参加50名。(会勢委員会) 主催 2月24日水午後3時於清水建設四階講堂「シリンドーシャーレの設計について」講演、講師横尾義賢氏、参加70名盛会に終了。

大阪市大〃建築会〃総会

5月1日午後6時より。於〃浪速荘〃会議室。
(但し、市電上六と上八の中間東入る) 会費不要。
大阪市大及び都島工専建築卒業者は、御集り下さい。

編集後記

「建築労働問題」という特集は、なかなかむつかしい今まで建築技術のことばかり編集しているこの種雑誌にとっては、画期的な試みだと思いが、それだけに、相当骨のおれることである。しかし、建物をつくりあげていくためには、たんなる技術の問題だけに焦点があるのではなくて、やはり、労働にも重要な意義があると思う。労働関係には、階層別には使用者の問題、職員の問題、土建労働者の問題との3つの相互関係がある。また職域別には、公務員(官庁関係)、総合建設、零細小企業の三つの職域における労働問題になる。

したがって、労働問題には、それぞれの階層および職域における雇傭関係、労働条件をあきらかにしなければならぬ。この編集では、重点を職員と労働者におき、これらの実状をあきらかにするようにした。

ILO会議に、使用者、労働者のそれぞれの代表から貴重なる原稿をいただいた。

官庁関係では建設省を選んだ。総合建設における職員の問題には、日建協からの資料をいただき、また東西合同幹事会の議事録をのせ、その動きをするようにした。小企業では、協同組合のことをけいさいした。土建労働者の問題では、大阪建設労組のかたからと、その他二篇をのせた。なお、建設職員の座談会の記事もあわせ集録した。

以上、原稿をいただいたかたがたにあつく感謝する。

—会員の声をのぞむ—

「建築と社会」誌に会員のいつわらざる声をのせてよい機関誌にしていきたいと思っています。下記の要領で原稿をお送り下さい。字数 400字。けいさいの分には薄謝を呈します。

1.職場の便り。2.感想。3.雑誌への批判。4.建築界の社会について。5.建築協会への御意見。

建築と社会 第35輯 第4号

売価 1部100円(送料共)

昭和29年3月25日印刷・昭和29年4月1日発行

編集発行人 沖 田 誠 一

発行所 社団法人 日本建築協会
大阪市北区中ノ島3ノ3朝日ビル
電話 北 浜 ②1334~9 番
振替 口座 大阪 39975 番

大阪市 北区 堂山町 6 6
印刷者 網 野 栄
大阪市 北区 堂山町 6 6
印刷所 株式会社研文社 電話 豊崎 ②2056 番



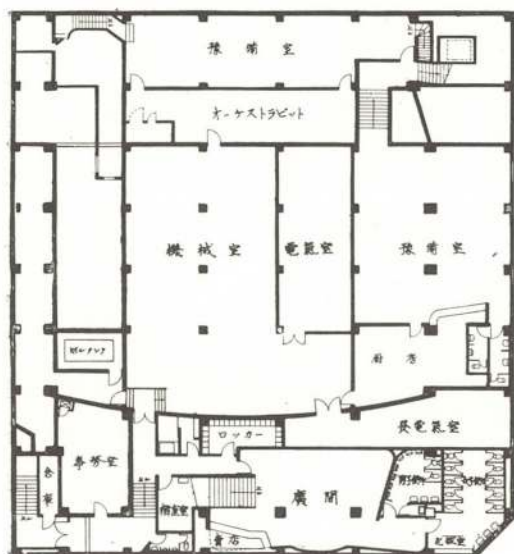
丸の内日活劇場

新築概要

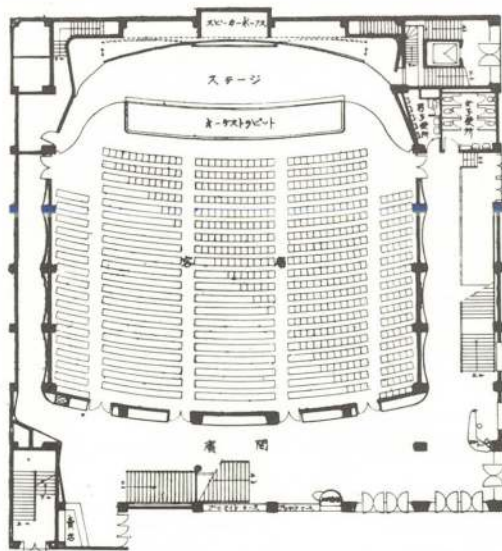
位	置	東京都千代田区有楽町1丁目11番地	
工	期	起 工	昭和27年12月
		竣 工	昭和29年3月
敷	地	面 積	457.9 坪
建	築	面 積	1,743.92 坪
階		数	地 下 1 階 地 上 4 階
劇	場	總 収 容 数	1,511 名
主	体	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
軒		高	67.11 尺
設	計	施 工	株式会社 竹中工務店

冷 暖 房 ・ 換 気 ・ 衛 生 ・ 設 備 施 工

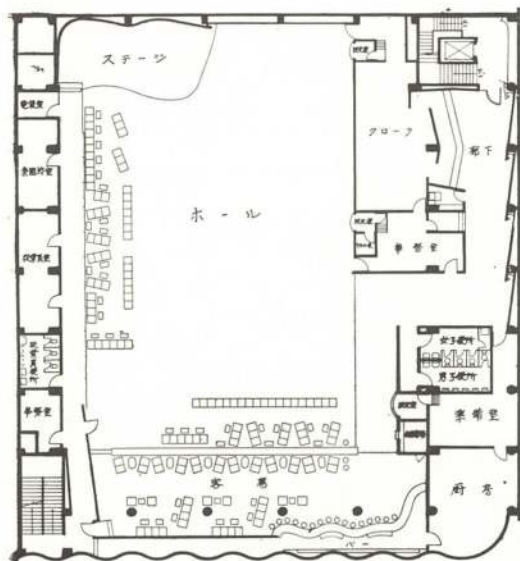
須賀工業株式會社



地階平面図



一階平面図



四階平面図

本設備の概要

冷暖房換気設備

外部に面する窓を一切持たない本劇場は完全なエアーコンデシヨニング設備によつて四季を通じ快適な空気状態を保持せしめて居ります。この設備を次の12系統に分けています。

- 1) 劇場並ロビー冷暖房系統
- 2) 地階機械室、電気室、他換気系統
- 3) 中2階映写室、換気系統
- 4) 便所、換気系統
- 5) 3階ロビー排煙系統
- 6) 3階機械室並倉庫換気系統
- 7) 地階スナツプバー冷暖房系統
- 8) 地階スナツプバー厨房排気系統
- 9) 4階ダンスホール冷暖房系統
- 10) 4階ダンスホール排煙系統
- 11) 4階ダンスホール便所換気系統
- 12) 4階ダンスホール厨房換気系統

衛生設備

1) 上水給水設備

都上水道を地階受水槽に受水し之を塔屋内の屋上水槽に揚水し之より重力式により各洗面所、便所エアーワッシャー、厨房、等に給水して居ります。

2) 井水給水設備

地階に鑿井一基を設備しボアホールポンプにより地下室床下洗砂槽(貯水槽)に貯水し、冷房用水に使用して居ります。

3) 消火設備

地階機械室内に消火ポンプ1台を設備し各階設置の私設消火栓に接続し非常の際は屋上水槽への連絡管に設備した自動継電弁の作用によりポンプを起動する様にしています。尚建物外部にサイヤミーズコンネクションを設備してあります。

4) 排水通気設備

1階以上の各器具の排水は之を取纏めて直接都下水道本管に放流し地階の排水は床下汚水槽に集水し自動駆動装置を設備した排水ポンプに依つて都下水道本管に放流してあります。通気管はループベント式とし屋外に開放してあります。

5) 衛生器具設備数量

洋風大便器	10組
和風大便器	26組
壁掛ストール	28組
壁掛小便器	4組
洗面器	25組
スロツプシンク	5組
流し	2組
手洗器	3組

6) 厨房設備

4階ダンスホール並に地下スナツプバーの厨房機器設備1式を施工いたしました。

本設備に使用の主な機器

冷暖房設備

ターボ冷凍機	200冷凍噸×250馬力	1台
〃	56冷凍噸×80馬力	1台
凝縮水ポンプ	5吋×10馬力	1台
〃	4吋×10馬力	1台
噴霧ポンプ	6吋×40馬力	1台
〃	2吋×3馬力	1台
空気洗滌器		3基
セクシヨナルボイラー	S~79吋~10	1罐
オイルバーナー	40ガロン/時×1馬力	1台
真空給水ポンプ		1台
送風機	No.10×40馬力	1台
排風機	No.9×15馬力	1台
送風機	No.5½×15馬力	1台
〃	No.3×2馬力	1台

換気設備

送風機	No.6½×5馬力	1台
排風機	No.5½×5馬力	1台
〃	No.4×3馬力	1台
〃	No.3½×2馬力	1台
送風機	No.3×2馬力	1台
排風機	No.3×2馬力	1台
送風機	No.3×1馬力	1台
排風機	No.3×1馬力	2台
〃	No.2½×1馬力	1台
〃	No.2×1馬力	1台
〃	No.2×½馬力	1台
〃	No.2×¼馬力	1台
プロペラーファン	12吋	2台

衛生設備

消火ポンプ	3吋×15馬力	1台
上水揚水ポンプ	2½吋×7½馬力	2台
上水受水槽(コンリクト製)	3.0米×5.0米×1.5米	1基
屋上水槽(銅板製)	1.8米×2.5米×1.8米	1基
鑿井	14吋×300尺×13.000石/日	1基
ボアホールポンプ	6吋×40馬力	1台
汚水排水ポンプ	2½吋×3馬力	2台

●第三五集 第四号 掲載広告一覧（掲載順）

ナショナル コンクリート プロ

ツク工業

伊丹木材

河津装飾

久保商店

大阪城口研究所

大阪電気商会

桐田商会

齊久工業

三機工業

須賀工業

西原衛生工業所

建材社

栄興商会

三晃商会

浅海電気産業

近畿電気工事

中央電気工業

立花商会

東海電気土木

水島商店

三幸商会

利倉幸商店

樫野石灰工業

三高製作所

金剛商会

東邦商会

田中工業

大正鉄筋コンクリート

岸田塗工店

大島応用化学工業

汎建製作所

大仏組

福屋工業所

田村商会

川岸窯業

田中風呂製作所

佐村木商店

フタバ黒板

明青工業写真

シフカー工業所

三舟窯業

大阪建材工業

玉置産業

井上工材

吉田芳雄商店

鈴木シヤタア商会

東京鋼板工業

室谷商店

ナニワ瓦

前沢商行

福昌

藤森工業

ミツワ商店

内外土木建材社

岩元工業

日本金具製作所

ヤンマーディーゼル

油脂化工社

大阪窯業セメント

木下謹三商店

日本セメント防水剤製造所

荏原製作所

田島応用化工